

建設業における 労働災害防止対策について



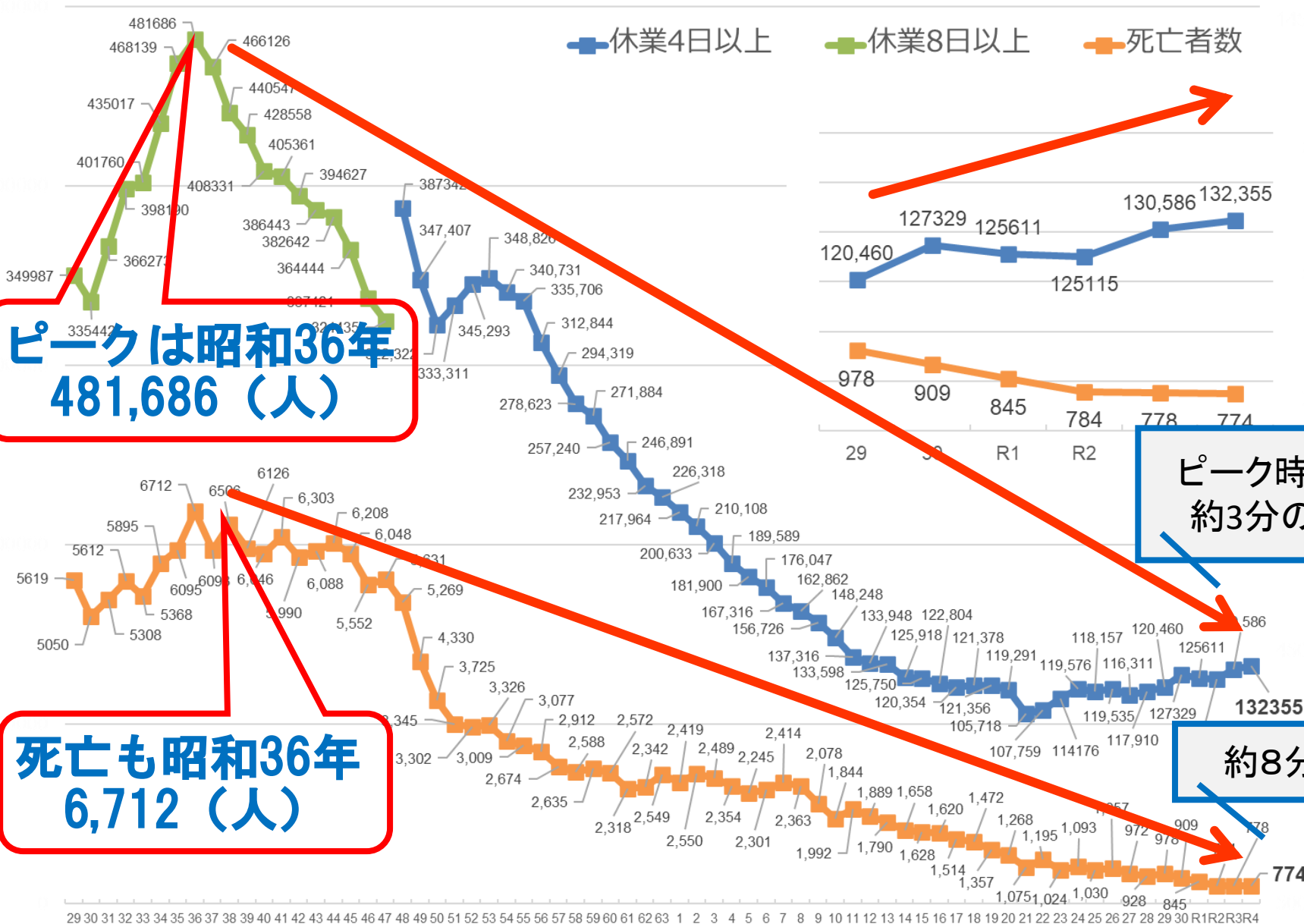
東京労働局労働基準部安全課 小関 徹

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本日の内容

- 労働災害の動向について
- 労働災害防止対策について
- 最近の法改正について

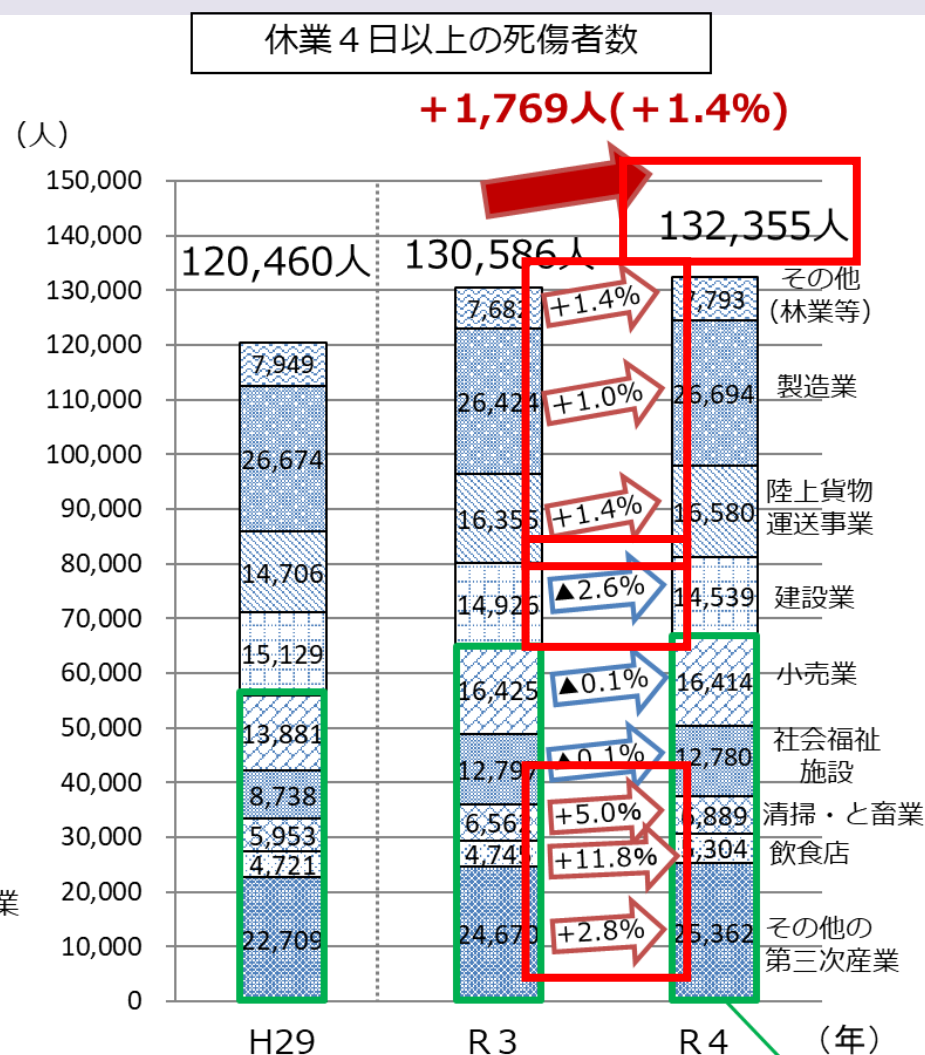
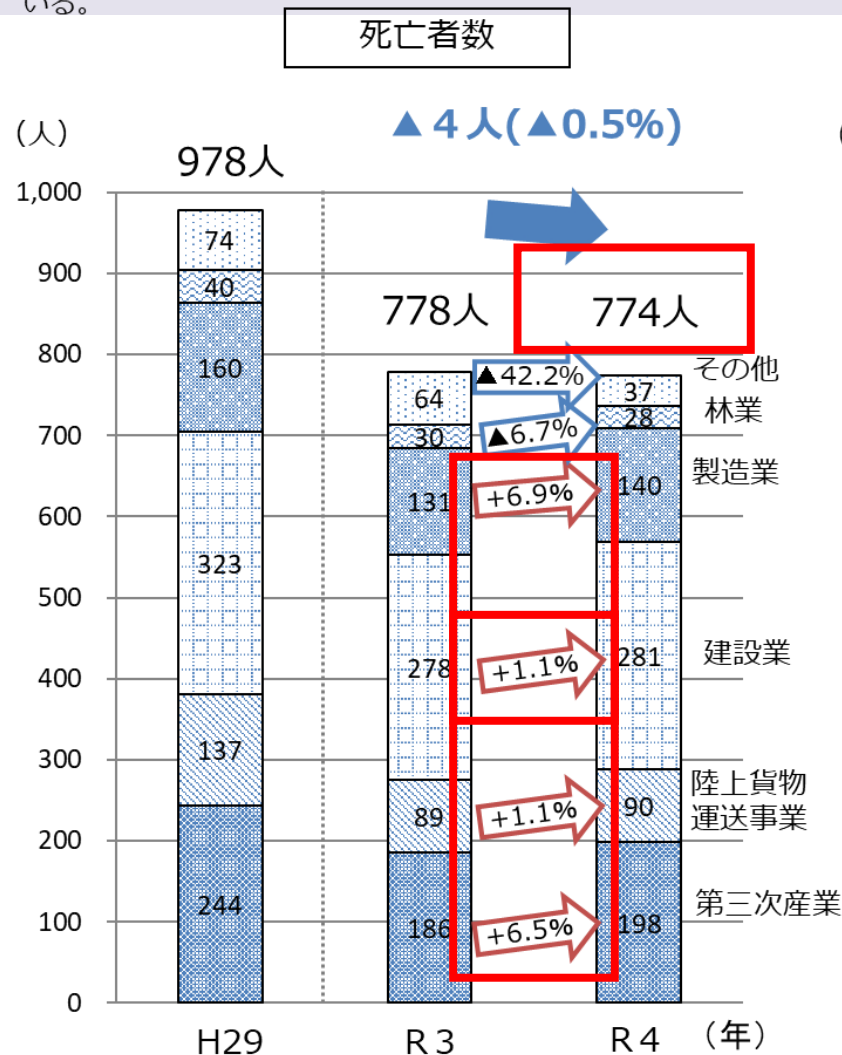
全産業における死傷者数の推移 [全国]



※ 新型コロナウイルス感染症によるり患を除く(次ページ以降も同様)

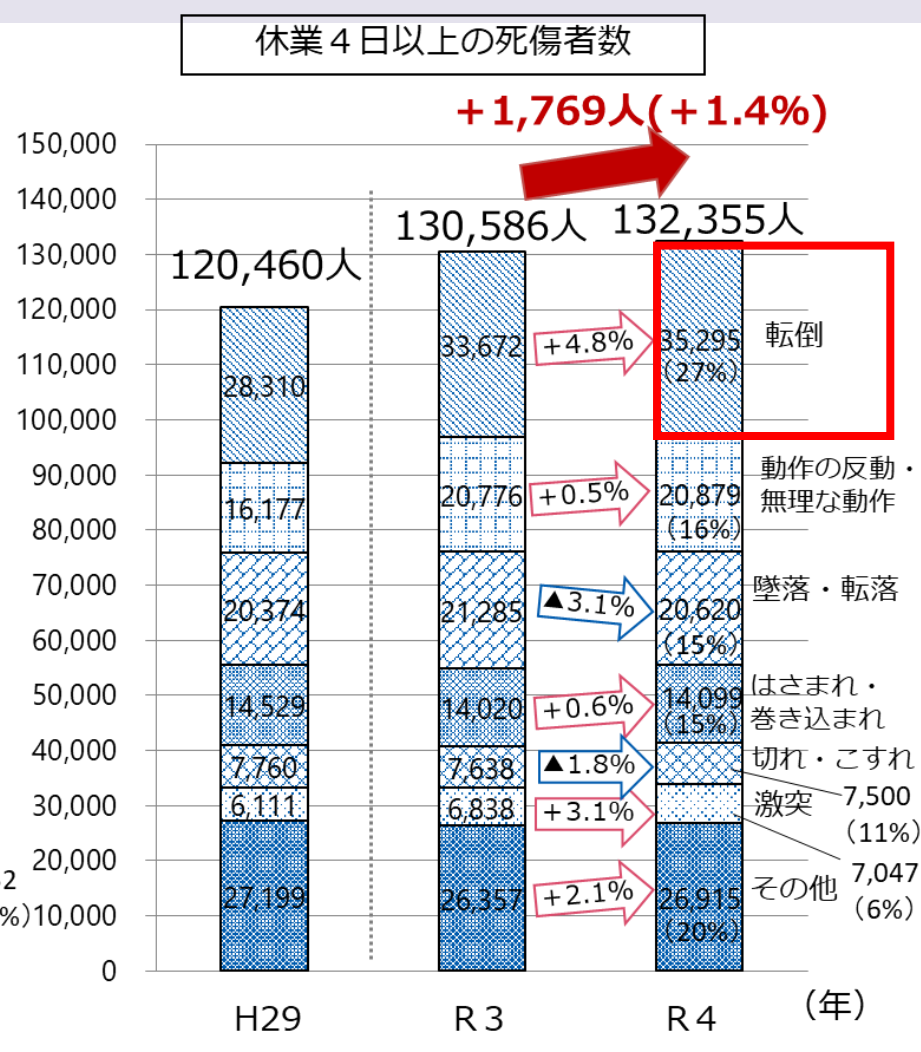
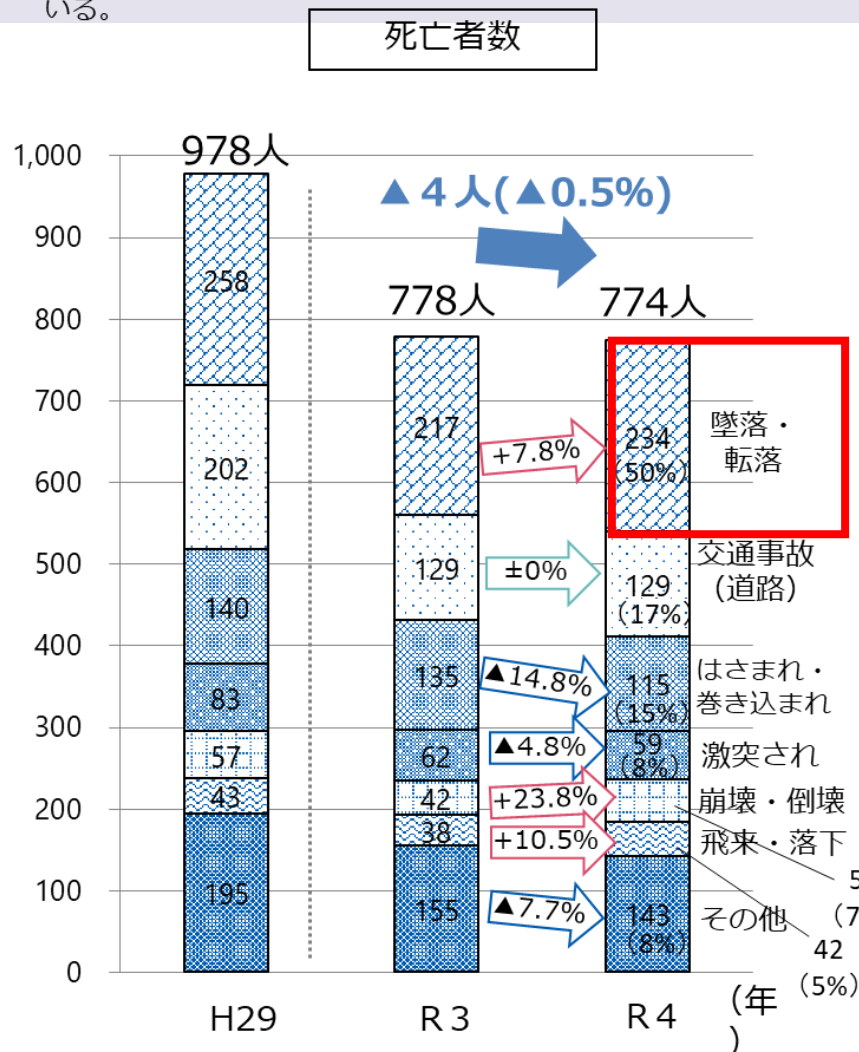
令和4年 業種別労働災害発生状況（確定値）

- 令和4年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和5年4月7日までに報告があったものを集計したもの
- 第13次労働災害防止計画において、平成29年と比較して令和4年までに死亡者数は15%以上の減少、死傷者数は5%以上の減少を掲げている。



令和4年 事故の型別労働災害発生状況（確定値）

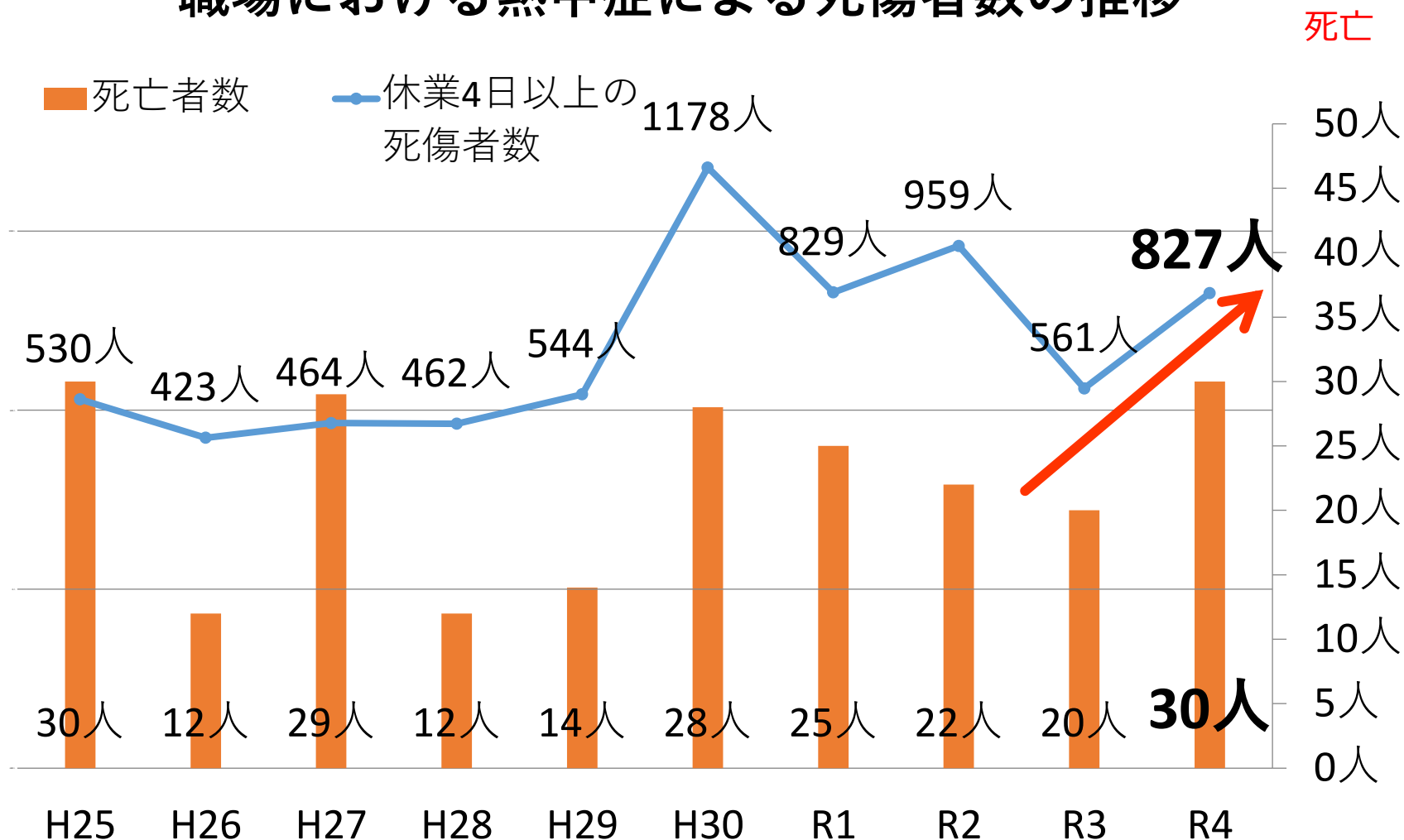
- 令和4年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和5年4月7日までに報告があったものを集計したもの
- 第13次労働災害防止計画において、平成29年と比較して令和4年までに死亡者数は15%以上の減少、死傷者数は5%以上の減少を掲げている。



職場における熱中症による死傷災害の推移

1 年別災害発生状況（10年間の推移）

職場における熱中症による死傷者数の推移



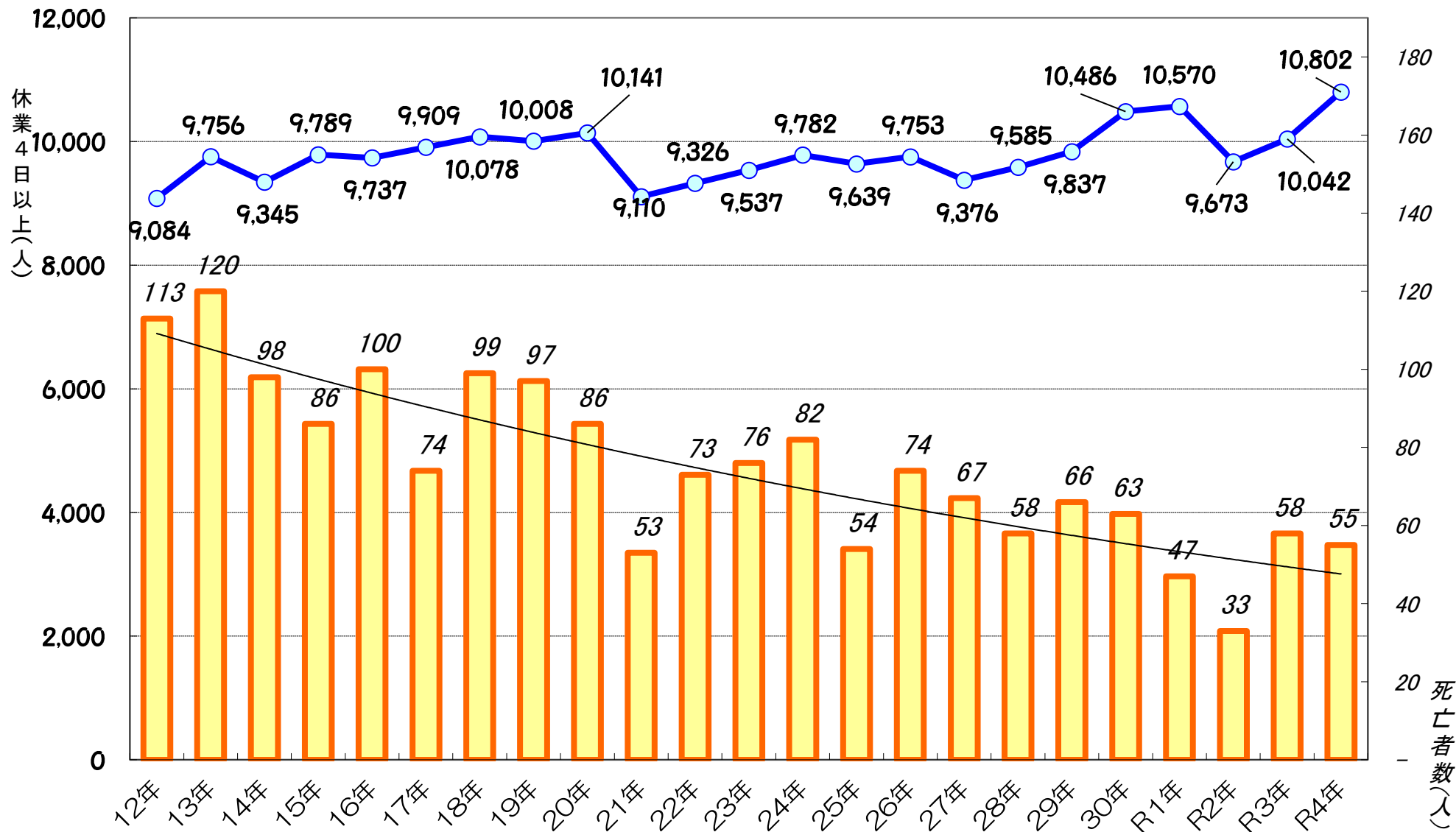
職場における熱中症による死傷災害の推移

2 業種別・年別災害発生状況

業種	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清掃・ と畜業	農業	林業	その他	計
H30年	239(10)	221(5)	168(4)	110(3)	118(2)	81(0)	32(1)	5(0)	204(3)	1178 (28)
R元年	153(10)	184(4)	110(2)	73(4)	87(1)	61(0)	19(0)	7(0)	135(4)	829 (25)
R2年	215(7)	199(6)	137(0)	82(1)	78(2)	61(4)	14(1)	7(0)	166(1)	959 (22)
R3年	128(11)	85(2)	59(1)	65(1)	61(3)	28(0)	14(2)	7(0)	100(0)	547 (20)
R4年	179(14)	145(2)	129(1)	91(6)	82(2)	58(2)	21(2)	6(0)	116(1)	827 (30)
計	914 (52)	834 (19)	603 (8)	421 (15)	426 (10)	289 (6)	100 (6)	32 (0)	721 (9)	4340 (125)

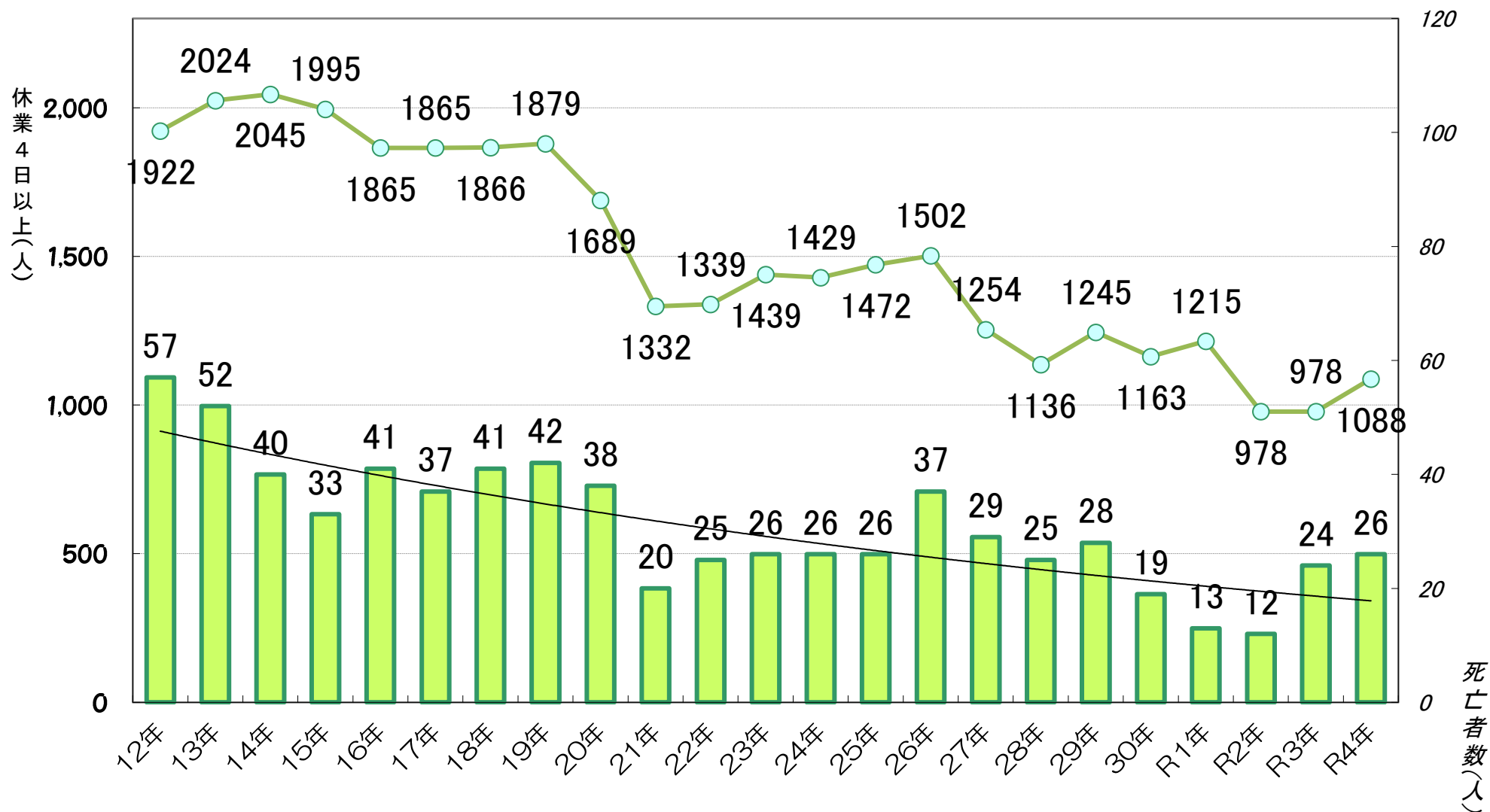
↓5.7% ↓3.6% ↓6.0% ↓2.9%

東京労働局管内の労働災害の推移（全産業）

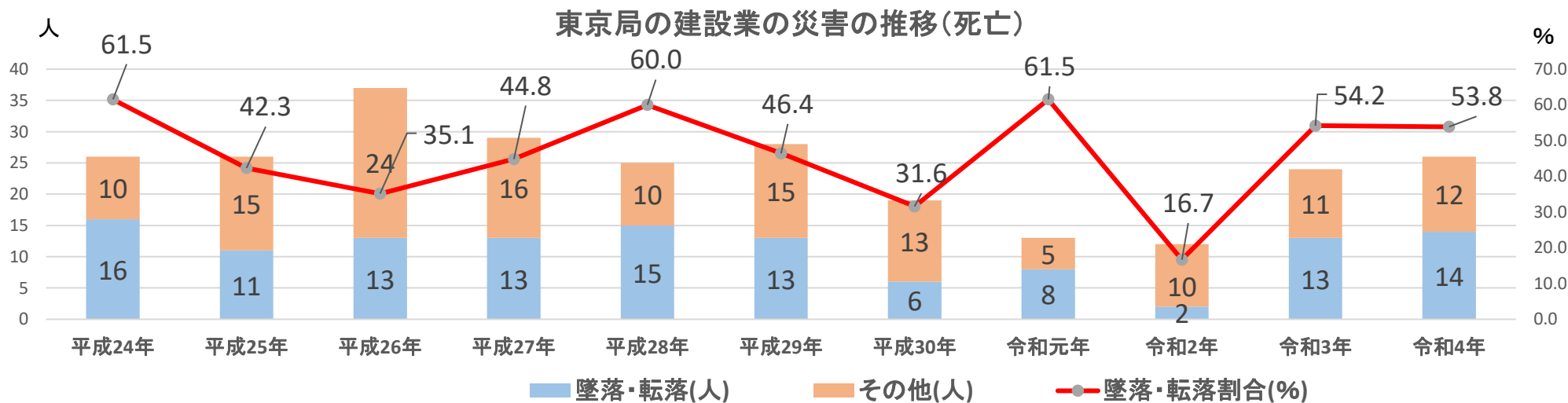
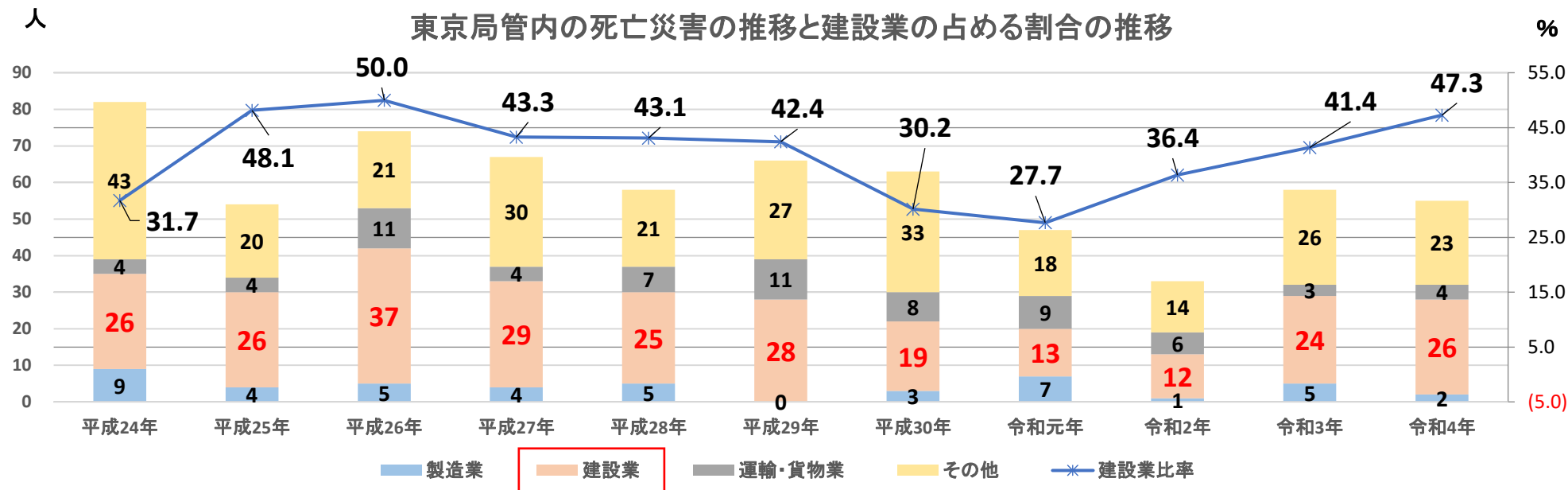


建設業における労働災害の動向

建設業における 東京労働局管内の労働災害の推移

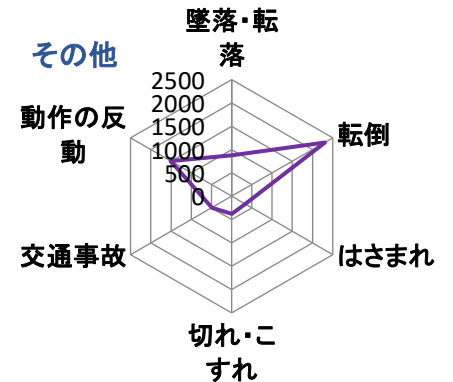
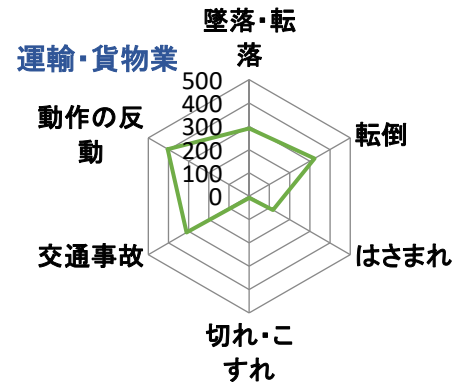
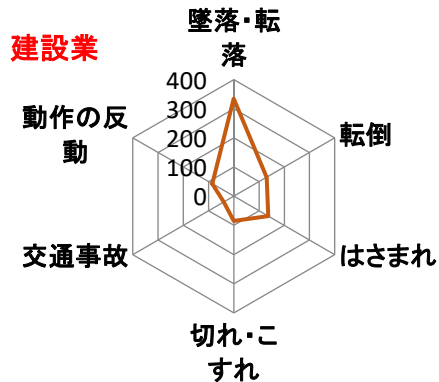
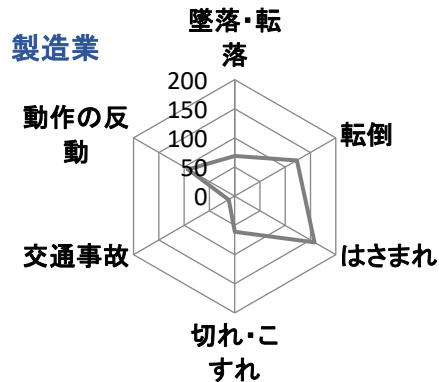
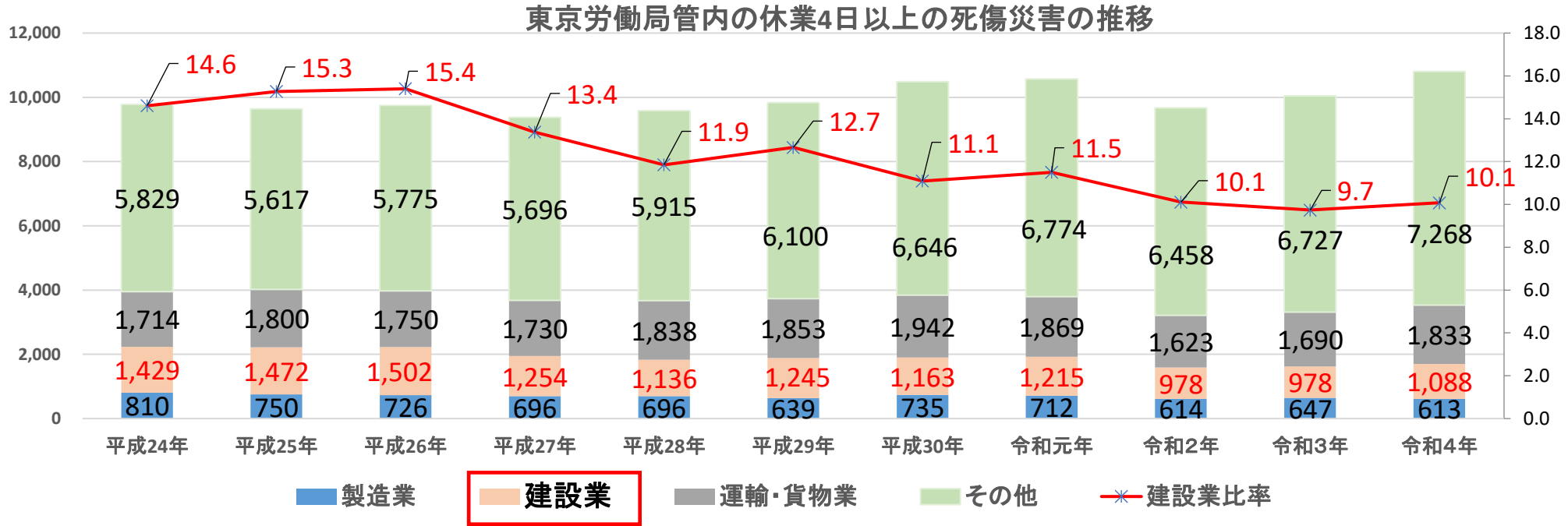


東京労働局管内の死亡災害推移（平成24年～令和4年）／業種別／墜落・転落



東京労働局管内の建設業における死傷災害の推移（平成24年～令和4年）

事故の型別

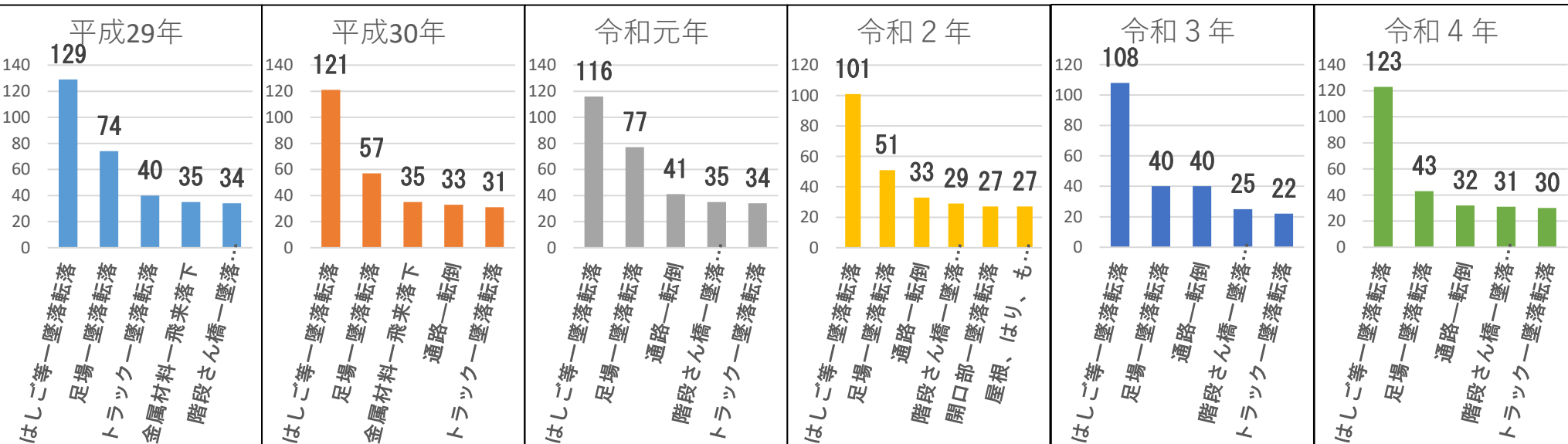
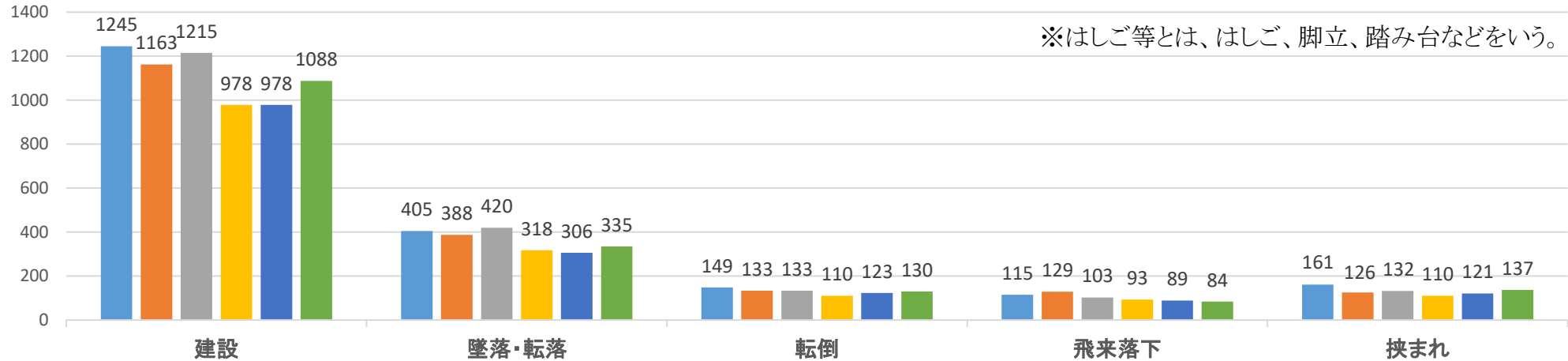


東京労働局管内の建設業における死傷災害の推移（平成29年～令和4年）

事故の型別／事故の型別・起因物

■ 平成29年 ■ 平成30年 ■ 令和元年 ■ 令和2年 ■ 令和3年 ■ 令和4年

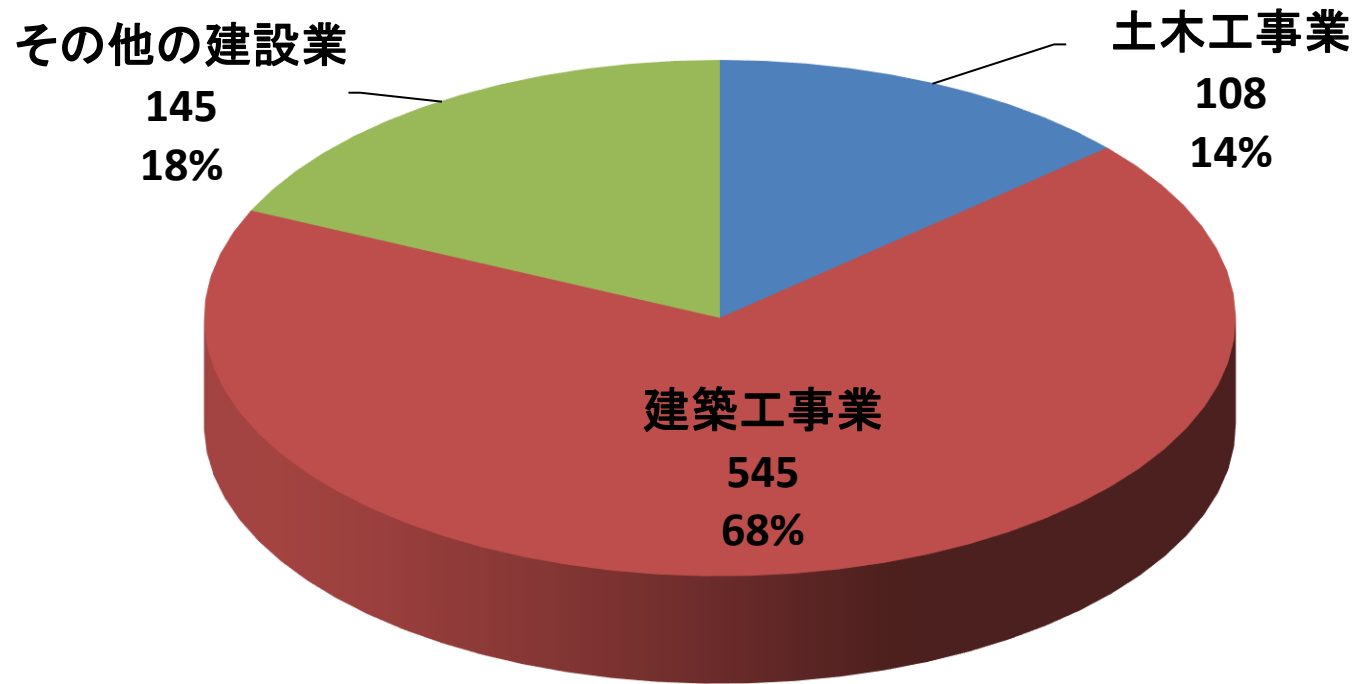
※はしご等とは、はしご、脚立、踏み台などをいう。



東京労働局管内の死傷災害の推移（令和4年）

建設業の業種別死傷災害発生状況

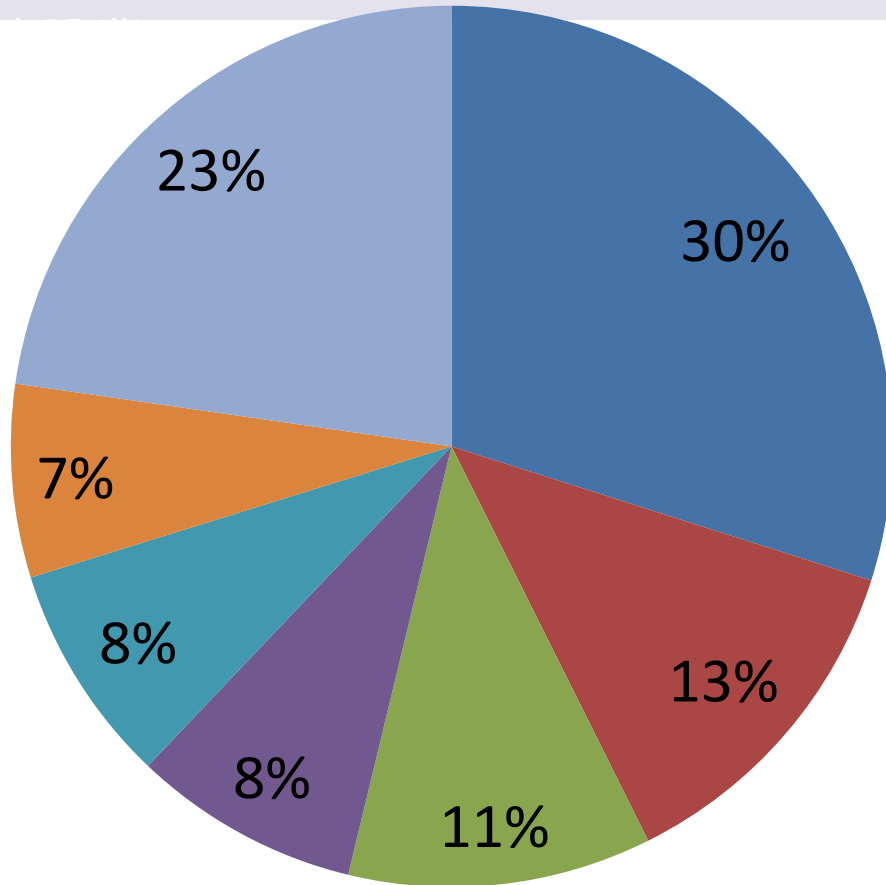
業種別災害発生状況（工事のみ）



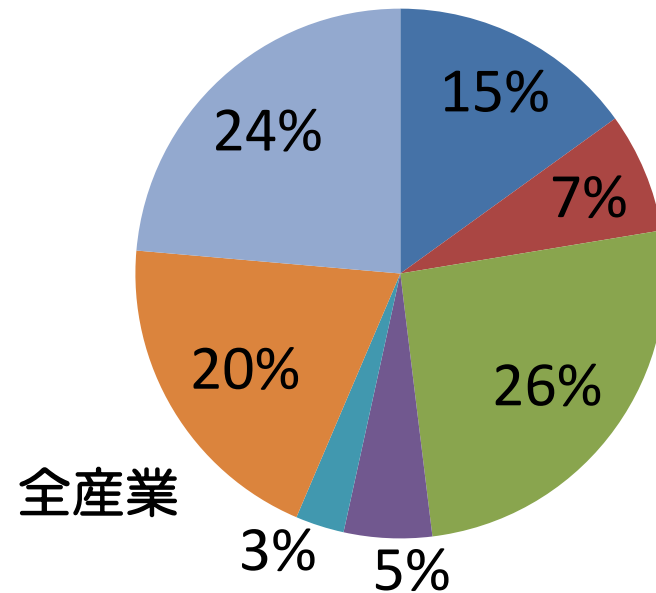
東京労働局管内の死傷災害の推移（令和4年）

建設業の死傷災害発生状況

事故の型別災害発生状況



- 墜落、転落
- 転倒
- 飛来、落下
- その他



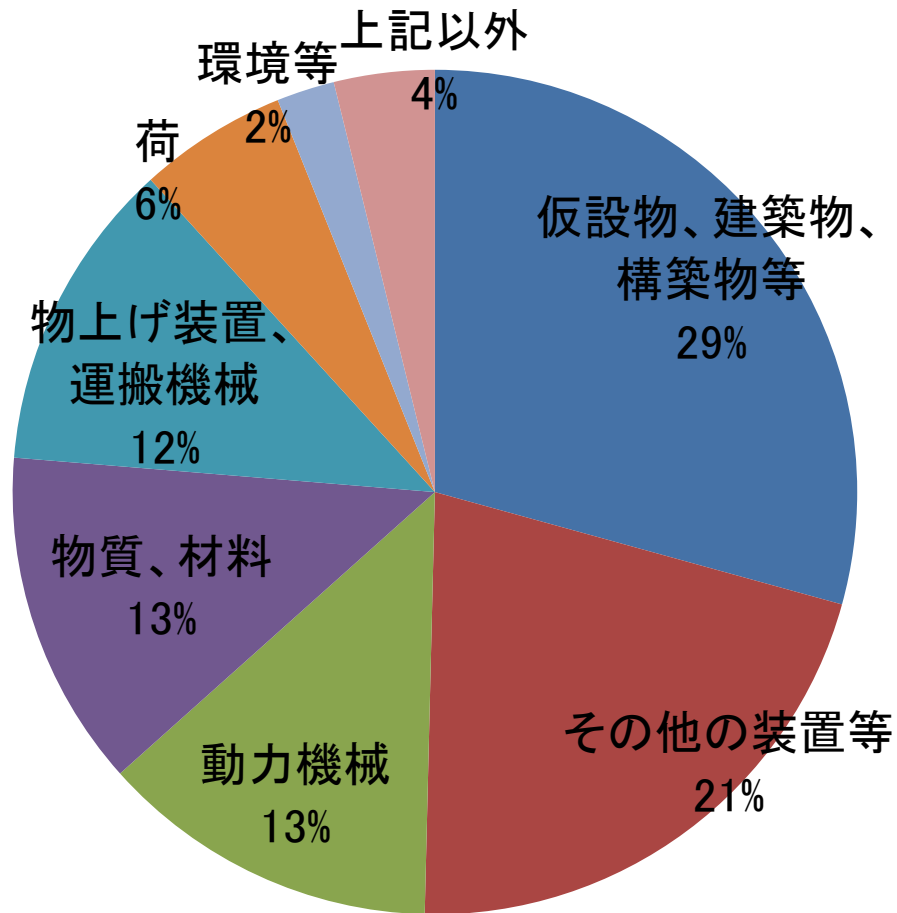
全産業

- はさまれ、巻き込まれ
- 切れ、こすれ
- 動作の反動、無理な動作

東京労働局管内の死傷災害の推移（令和4年）

建設業の死傷災害発生状況

起因物別死傷災害【建設業】

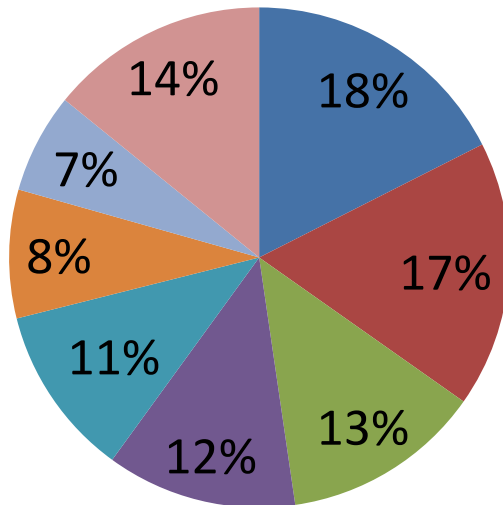


東京労働局管内の死傷災害の推移（令和4年）

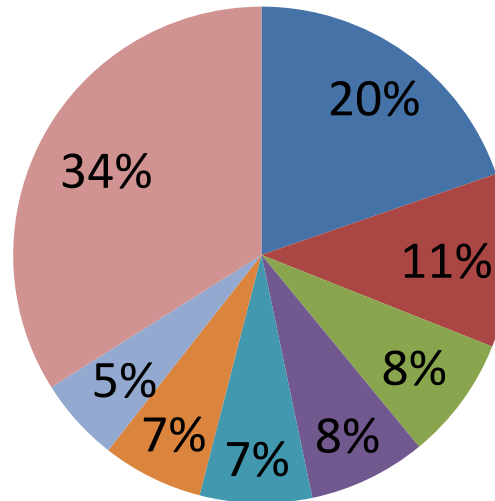
建設業の死傷災害発生状況

起因物別死傷災害

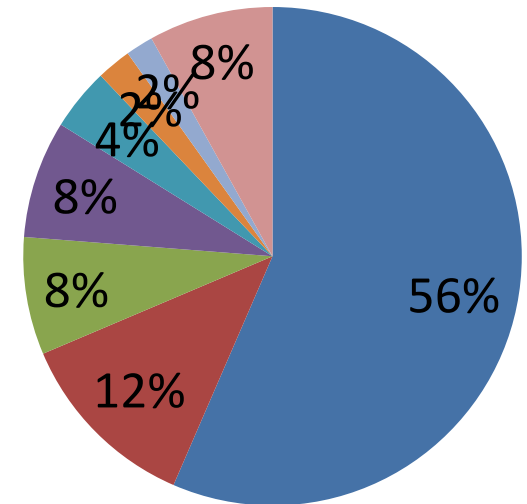
- 足場
- 建築物、構築物
- 通路
- 階段、栈橋
- その他の仮設物等
- 作業床、歩み板
- 開口部
- 上記以外



- トラック
- 乗用車、バス、バイク
- 掘削用機械
- 丸のこ盤
- 移動式クレーン
- その他の一般動力機械
- 解体用機械
- 上記以外



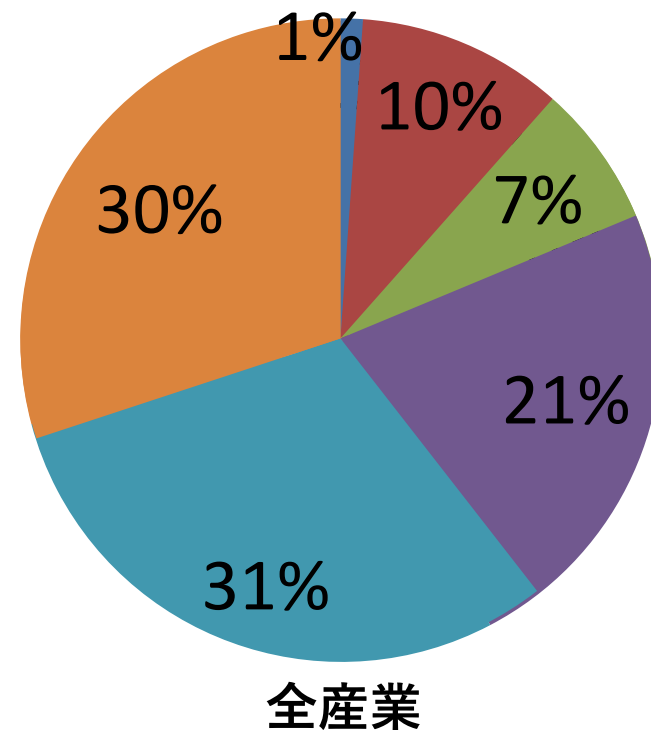
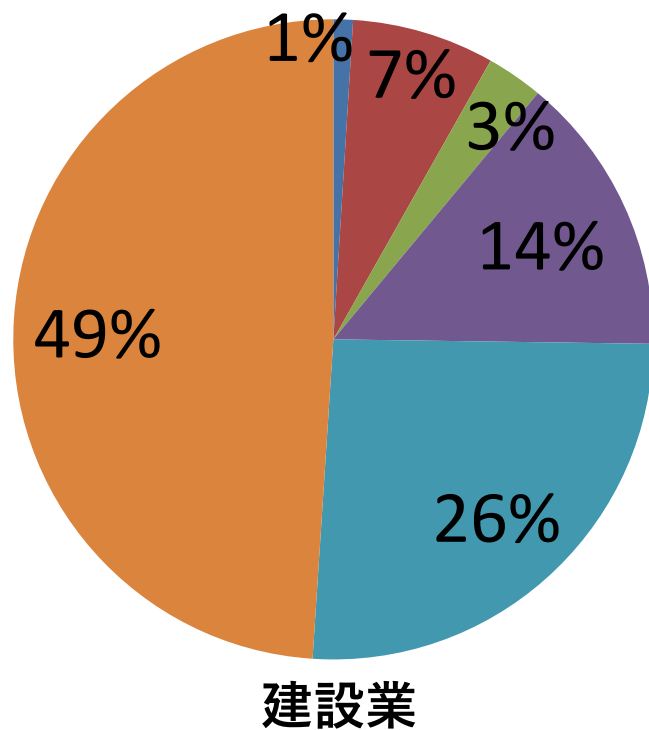
- はしご等
- 手工具
- その他の装置、設備
- その他の用具
- 人力運搬機
- 玉掛用具
- 送配電線等
- 上記以外



東京労働局管内の死傷災害の推移（令和4年）

建設業の死傷災害発生状況

経験期間別 死傷災害



■ 1ヶ月未満

■ 1月以上6月未満

■ 6月以上1年未満

■ 1年以上3年未満

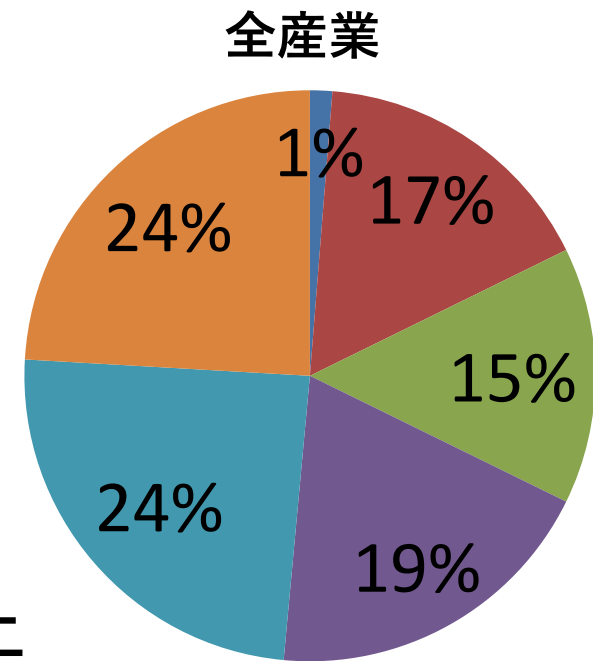
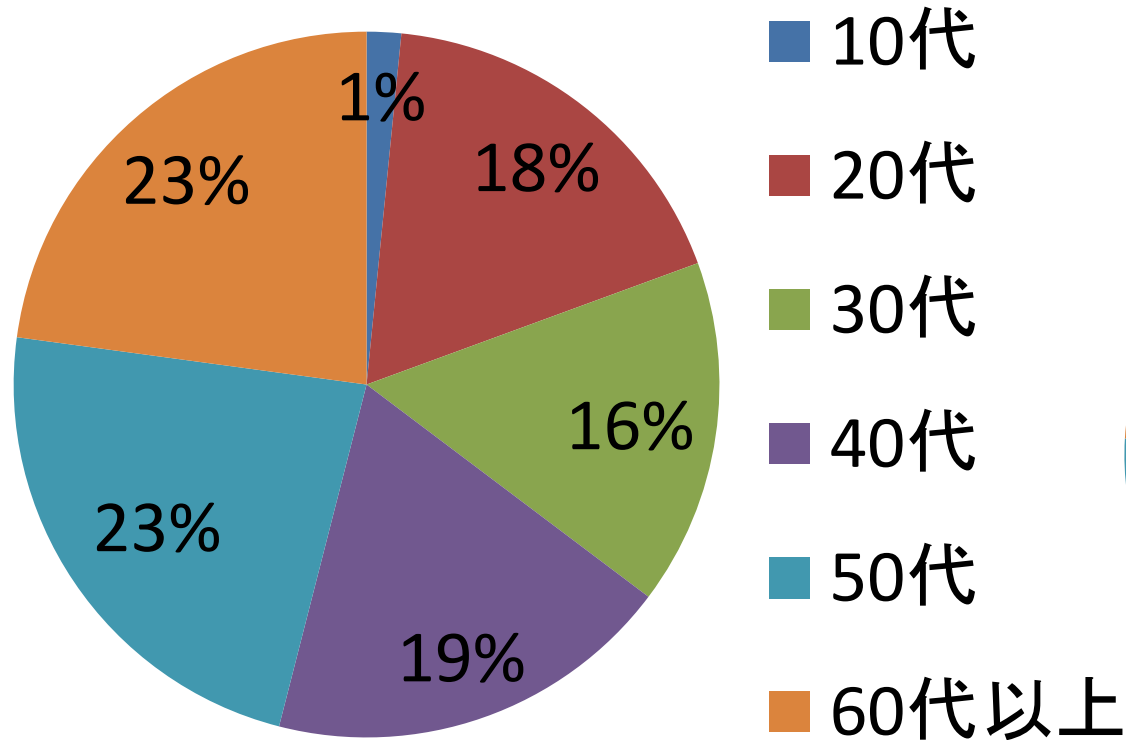
■ 3年以上10年未満

■ 10年以上

東京労働局管内の死傷災害の推移（令和4年）

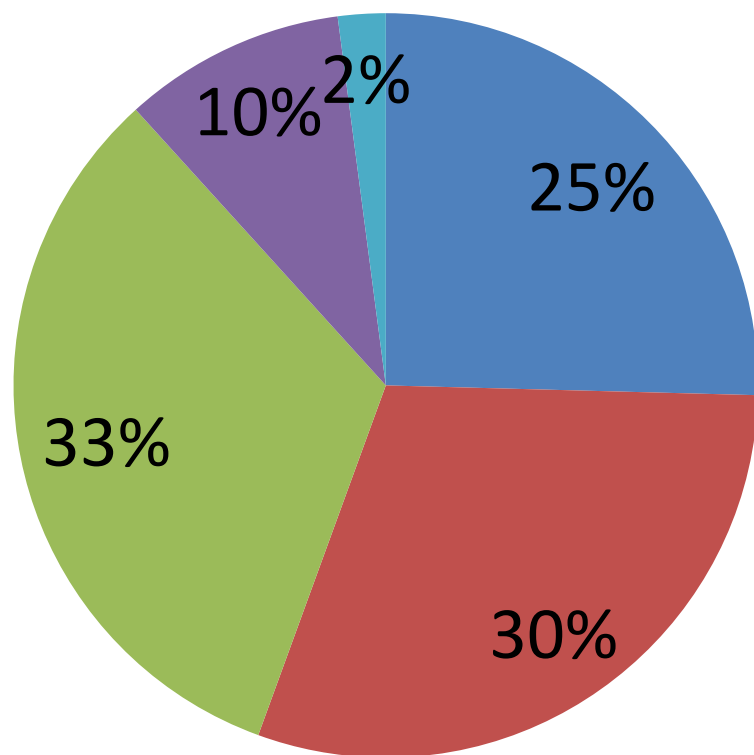
建設業の死傷災害発生状況

年代別死傷災害

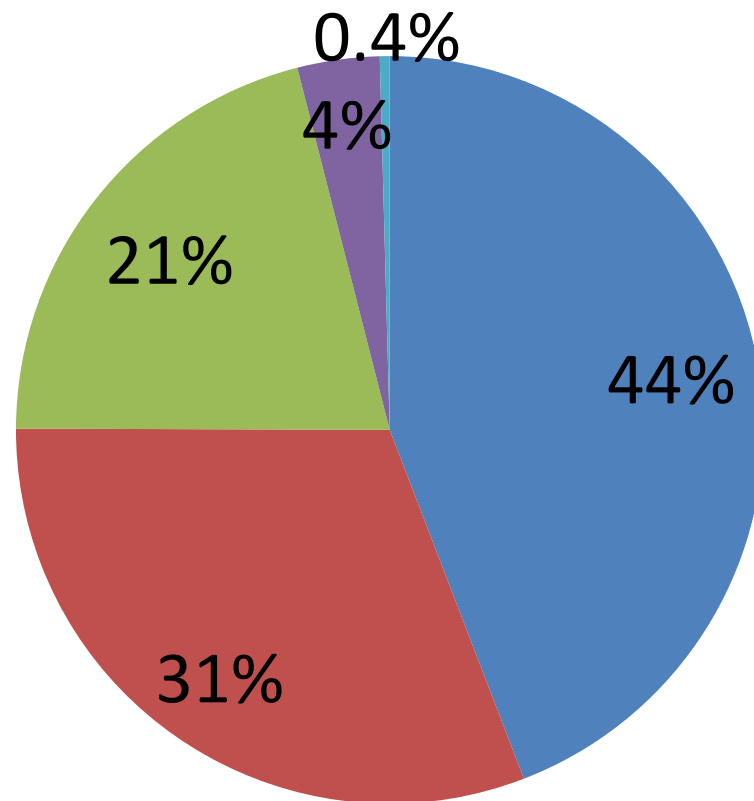


東京労働局管内の死傷災害の推移（令和4年） 建設業の死傷災害発生状況

休業期間別死傷災害



建設業



全産業

■ 4～14日 ■ 15日～1ヶ月 ■ 1～3ヶ月 ■ 3ヶ月以上 ■ 死亡

業種別死傷年千人率の推移（休業4日以上）

	全産業	建設業	運輸業		林業	商業	金融業	通信・郵便業	教育研究業	保健衛生業	接客娯楽業	農業	漁業
			計	陸上貨物運送事業									
平成24年	2.3	5.0	6.3	8.4	31.6	1.9	0.8	4.5	0.3	1.5	2.4	5.7	15.0
平成25年	2.3	5.0	6.3	8.3	28.7	1.8	0.7	3.8	0.3	1.4	2.5	5.4	9.9
平成26年	2.3	5.0	6.4	8.4	26.9	1.8	0.8	3.6	0.3	1.5	2.5	5.2	6.3
平成27年	2.2	4.6	6.3	8.2	27.0	1.8	0.7	3.2	0.3	1.5	2.6	5.2	8.0
平成28年	2.2	4.5	6.3	8.2	31.2	1.8	0.7	3.6	0.3	1.5	2.5	5.1	8.9
平成29年	2.2	4.5	6.5	8.4	32.9	1.8	0.8	3.7	0.4	1.6	2.5	4.9	8.1
平成30年	2.3	4.5	6.8	8.9	22.4	2.0	0.7	3.8	0.4	1.7	2.5	5.2	7.4
令和元年	2.2	4.5	6.5	8.5	20.8	1.9	0.7	3.6	0.4	1.7	2.5	5.2	7.3
令和2年	2.3	4.5	6.5	8.9	25.5	2.0	0.6	3.7	0.4	2.5	2.4	5.8	7.4

資料出所：労働者死傷病報告及び総務省労働力調査

注1）年千人率とは、労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数を示すもので、次式で表される。

$$\text{年千人率} = \frac{\text{1年間の死傷者数}}{\text{1年間の平均労働者数}} \times 1,000$$

労働不能程度別労働災害率及び 死傷者 1 人平均労働損失日数（総合工事業）

第 3 表 労働不能程度別労働災害率及び死傷者 1 人平均労働損失日数（総合工事業）

令和 2 年								
区分	度 数 率						強度率	死傷者 1 人平均 労働損失 日数(日)
	計	死 亡	一時労働不能					
			計	休 業 8 日 以 上	休 業 4 ～ 7 日	休 業 1 ～ 3 日		
総合工事業	1.30 (1.69)	0.02 (0.03)	1.27 (1.64)	0.62 (0.86)	0.09 (0.06)	0.55 (0.72)	0.24 (0.29)	186.8 (174.3)
(工事の種類)								
土木工事業	0.88 (1.61)	0.05 (0.07)	0.81 (1.52)	0.37 (0.88)	0.06 (0.07)	0.38 (0.57)	0.38 (0.62)	436.0 (385.3)
建築事業	1.40 (1.71)	0.02 (0.02)	1.37 (1.67)	0.68 (0.86)	0.10 (0.06)	0.59 (0.76)	0.21 (0.21)	150.8 (124.7)
産 業					計(100人以上)			
					度数率		強度率	死傷者 1 人平均労働損失日 数 (日)
					死傷合計	死亡		
調 査 産 業 計					1.95	0.00	0.09	44.5

みらいのために

第14次労働災害防止計画（全国版概要）（2023年度～2027年度）

○労働災害防止計画について

労働災害防止計画は、労働安全衛生法第6条の規定に基づき、労働災害の防止のために、国、事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組む事項を定めたものです。第14次労働災害防止計画は、2023年度を初年度とする5年間の計画となっています。

○計画の重点事項（8つの重点を定め対策を推進）

①自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

社会的に評価される環境整備、
災害情報の分析強化、DXの推進

②労働者の作業行動に起因する
労働災害防止対策の推進

③高年齢労働者の
労働災害防止対策の推進

④多様な働き方への対応や外国人労働者等の
労働災害防止対策の推進

⑤個人事業者等に対する
安全衛生対策の推進

⑥業種別の労働災害
防止対策の推進

陸上貨物運送事業、
建設業、製造業、林業

⑦労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス、過重労働、
産業保健活動

⑧化学物質等による健康障害
防止対策の推進

化学物質、石綿、粉じん
熱中症、騒音、電離放射線

第14次労働災害防止計画（全国版概要）（2023年度～2027年度）

○計画の目標

アウトプット指標：計画の重点事項における取組の成果として事業者が労働者の協力の下、達成を目指す指標

アウトカム指標：事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される事項として定め、本計画の効果検証を行うための指標

主なアウトプット指標	主なアウトカム指標
○ 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする等	・転倒の死傷年千人率を男女ともその増加に歯止めをかける。
○ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	
・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・60歳代以上の死傷年千人率を男女ともその増加に歯止めをかける。
○ 労働者の健康確保対策の推進	
・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする ・労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。	・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を50%未満とする。
○ 化学物質等による健康障害防止対策の推進	
・危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、5%以上減少させる。 ・熱中症による死者数の増加率を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

死亡災害：5%以上減少 **死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少**

第14次東京労働局労働災害防止計画（2023年度～2027年度） ～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～

計画のねらい

労働災害の防止に当たっては、行政や労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者だけでなく、仕事を発注する発注者や仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者等、すべての関係者が、「労働災害は本来あってはならないものである」との認識を共有し、安全や健康のために要するコストへの理解を醸成し、それぞれの立場に応じた責任ある行動をとる社会を実現していかなければならない。

目指すべき社会の実現に向け、“Safe Work TOKYO”の下、

トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」を
キャッチフレーズとして、すべての関係者が認識を共有して取組を推進することとする。



目標

※アウトカム指標達成を目指した場合の期待目標に向けて、設定した目標は以下のとおり

- ◎死亡災害：  ともに、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。
- ◎死傷災害： 

アウトカム指標（期待される結果）

- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策及び高年齢労働者への労働災害防止対策の推進

転倒災害を2022年と比較して2027年までに減少させる。

転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。

社会福祉施設における腰痛を2022年と比較して2027年までに減少させる。

60歳代以上の死傷災害を2022年と比較して2027年までに減少させる。

- 業種別の労働災害防止対策の推進

建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

トップによる安全
衛生方針の発信を
お願いします！！

設定した指標を達成
するため、適宜、検
証を行っていきます

- 建設業における死亡者数を2022年と比較して
- 2027年までに15%以上減少させる。

熱中症による死亡者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

基本的考え方

- 本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大

⇒ 企業本社が主導する全社的な安全衛生対策の推進により、全国の労働災害の減少を実現させていく。

- 都市開発プロジェクト関連工事等における安全衛生対策

⇒ 安全衛生意識の啓発及び波及効果が期待できる安全衛生教育のツールの作成、発信を図る。

- 「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進

⇒ “SafeWorkTOKYO” のロゴマークを活用して、「行政が進める安全衛生対策の見える化」を広く国民にアピールする。

アウトプット指標

計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業場において実施する事項を定めたもの

アウトカム指標

アウトプット指標を実施した結果として、期待される事項、効果検証を行うための指標

○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の及び高年齢労働者への労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・小売業、社会福祉施設の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- ・社会福祉施設における介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。
- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- ・転倒災害の発生状況や第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の周知
- ・骨密度、ロコモ度、視力等の転倒災害の発生リスクの「見える化」の手法の周知
- ・事業者が安全衛生対策に取り組まないことにより生じ得る損失等の他、自発的な取組を引き出すための行動経済学的アプローチ(ナッジ等)などの研究結果の周知
- ・「職場における腰痛予防対策指針」に基づく予防対策の促進
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)や介護機器等の導入など腰痛予防対策の周知
- ・「エイジフレンドリーガイドライン」エッセンス版による周知啓発
- ・事業者が実施する健康診断の情報を活用した労働者の健康保持増進の取組促進、健康診断情報等の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めたコラボヘルスの推進

○業種別の労働災害防止対策の推進

- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメント(RA)に取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。
- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を2027年までに45%以上とする。
- ・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

- ・足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等を内容とする改正労働安全衛生規則等の周知を始め、建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に向けた指導徹底
- ・トラックからの荷の積み卸ろし作業における墜落・転落防止対策の充実強化を内容とする、改正安全衛生規則の周知・指導
- ・荷役作業の安全ガイドラインの周知徹底及び荷主事業者対策の取組
- ・機能安全を通じて、現場の作業者が被災するリスクを低減させる取組の推進

○労働者の健康確保対策の推進

- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする
- ・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

- ・産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組の支援
- ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働の削減のための取組の推進
- ・健康経営の視点を含めた産業保健活動に取り組む意義やメリットを見える化し、経営層に対する意識の啓発

○化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務対象外で、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDS交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。
- ・RA実施の義務対象外で、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、RA実施事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、RA結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

- ・化学物質管理者等の育成支援のため、化学物質管理者講習会(法定及び法定外)のテキスト等の周知
- ・リスクアセスメント及びその結果に基づく措置・濃度基準値遵守のための業種別・作業別の化学物質ばく露防止対策マニュアルの周知
- ・日本産業規格(JIS)に適合した暑さ指数計使用の徹底
- ・熱中症予防対策の先進的な取組の紹介、教育ツールの提供、
- ・「職場における熱中症 予防基本対策要綱」の周知・指導

本日の内容

- 労働災害などの動向について
- 労働災害防止対策について
- 最近の法改正等について



建設関係団体の長 殿



東京労働局労働基準部長

令和5年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

東京労働局管内における建設業における死亡災害発生状況を見ると、新型コロナウイルス感染症を除いた、令和4年の死亡者数（令和5年4月速報）は26人となっており前年同期の24人と比べ2名増加し、全産業に占める割合も死亡者数55人のうち47.3%となるなど、依然として高い状況を継続しています。

厚生労働省では、従前より、労働安全衛生法令に基づく対策の徹底、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）に基づく措置の的確な実施、自主的な安全衛生活動の促進等を図ることにより、建設業における安全衛生対策を推進してきたところですが、労働災害のなお一層の減少に向けて、労働災害防止対策を更に推進することが求められています。

このような中、東京労働局では、令和5年4月から令和10年3月までの5年間の計画期間とする第14次労働災害防止計画（令和5年3月8日厚生労働省策定、令和5年3月27日公示）の初年度である令和5年度において、別添の留意事項に基づき、建設業における安全衛生対策の推進を図ることとしました。

つきましては、別添の留意事項を傘下の会員事業場等の関係者等に御周知されること等により、引き続き、令和5年度における建設業の安全衛生対策の推進に特段の御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願いいたします。

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

別添

令和5年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項

1 労働者の安全確保

(1) 足場等からの!

【厚生労働省が行うこと】
建設業にまつことから、墜
落・転落・転倒の明
確化、改善労働多
いう。）が公
に、今後改正
4月24日付
【事業者が行うこと】
上記改正
るとともに、
落・転落災害
第2号、平成
り安全な措置
併せて、墜
こと。

(2) はしご・脚立:

【厚生労働省が行うこと】
建設業にまつ
らの墜落・転
しごを使う前
について」(

(4) 建設工事の現場等における荷役災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を最大積
載量2トン以上にまで拡大することなどを内容とする改正安全衛生規則が公
布されたところ、改正内容について周知・指導を行う。併せて、荷役作業
中の災害を防止するためには、荷主等の立場となる事業者（以下「荷主等」
という。）の協力も必要となることから、荷主等を対象として「陸上貨物
運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25
日付け基発0325第1号）に基づく荷主等による安全設備の設置等の取組
の必要性を説明し

【事業者等が行うこと】

荷主等は、リー
年1月18日付け
建設工事の現場等

(5) 転倒災害の防止

【厚生労働省が行うこと】
転倒災害は労働
腰痛予防対策の在
める。

【事業者等が行うこと】

厚生労働省によ
のための職場環境

(6) 交通労働災害防止:

【厚生労働省が行うこと】
「交通労働災害防
発0528第2号、平
図る。

(2) 熱中症対策

【厚生労働省が行うこと】

事業者の熱中症予防対策の実施を促進するために、日本産業規格（JIS）
に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図
る。あわせて、熱中症予防対策への理解を深めるために、先進的な取組の
紹介や労働者等向けの教育ツールの提供を行うほか、「職場における熱中
症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。また、「STOP!熱中症 クール
ワークキャンペーン」（5月から9月まで、準備期間：4月、重点取組期
間：7月）を実施する。また、熱中症に関する資料やオンライン講習動画
等を掲載しているポータルサイトを運営する。

【事業者等が行うこと】

「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握と
その値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること。あわせて、作業を
管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生
管理者等を中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置
を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も
検討すること。

また、労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、
暑熱順化を行ってから作業を行うこと。あわせて、作業中に定期的に水

安全衛生管理体制の確立

事業場の安全衛生を確保するためには、労働安全衛生法令の遵守はもとより、事業場の自主的な安全衛生活動への取り組みが必要です。

効果的な安全衛生を行うには、経営トップが各級管理者の役割、権限などを明確することです。

①経営トップは安全衛生基本方針を表明しましょう

経営トップ自らの安全衛生に対する姿勢が事業場の安全衛生のレベルを決定します。経営トップは安全衛生基本方針を表明し、労働者へ周知しましょう。

②安全衛生に係る目標を設定し、計画を作成しましょう。

経営トップの安全衛生基本方針に基づいて、事業場における安全衛生に係る目標を設定し、目標の達成に向けた年間安全衛生計画を作成しましょう。(P26参照)

③安全衛生管理体制を確立しましょう。

労働安全衛生法では、業種、事業場規模などによって総括安全衛生管理者や安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者、衛生推進者などの選任を義務付けています。選任した場合は、その職務を明確にし、職務の遂行に必要な権限を与えましょう。



中小規模事業場の安全衛生管理の進め方

労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり



安全衛生管理体制の図

労働安全衛生法第5条では、1項の労働安全衛生に関する事項について労働者代表者による協議を規定し、協議に関する関係者の安全と健康を確保することに、労働安全衛生法の目的を達成することを目指す。

(1) 管理体制の明確化 (2) 役割分担と責任の確立 (3) 自主的な活動の促進

厚生労働省 労働安全衛生局 労働基準監督署
トップが自ら率先して、みんなが安全で健康に働く職場づくり

例



策定日 平成 年 月 日
揭示日 平成 年 月 日

安全衛生方針

当社は、『従業員の安全』、『お客様の安全』の礎であるとの理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

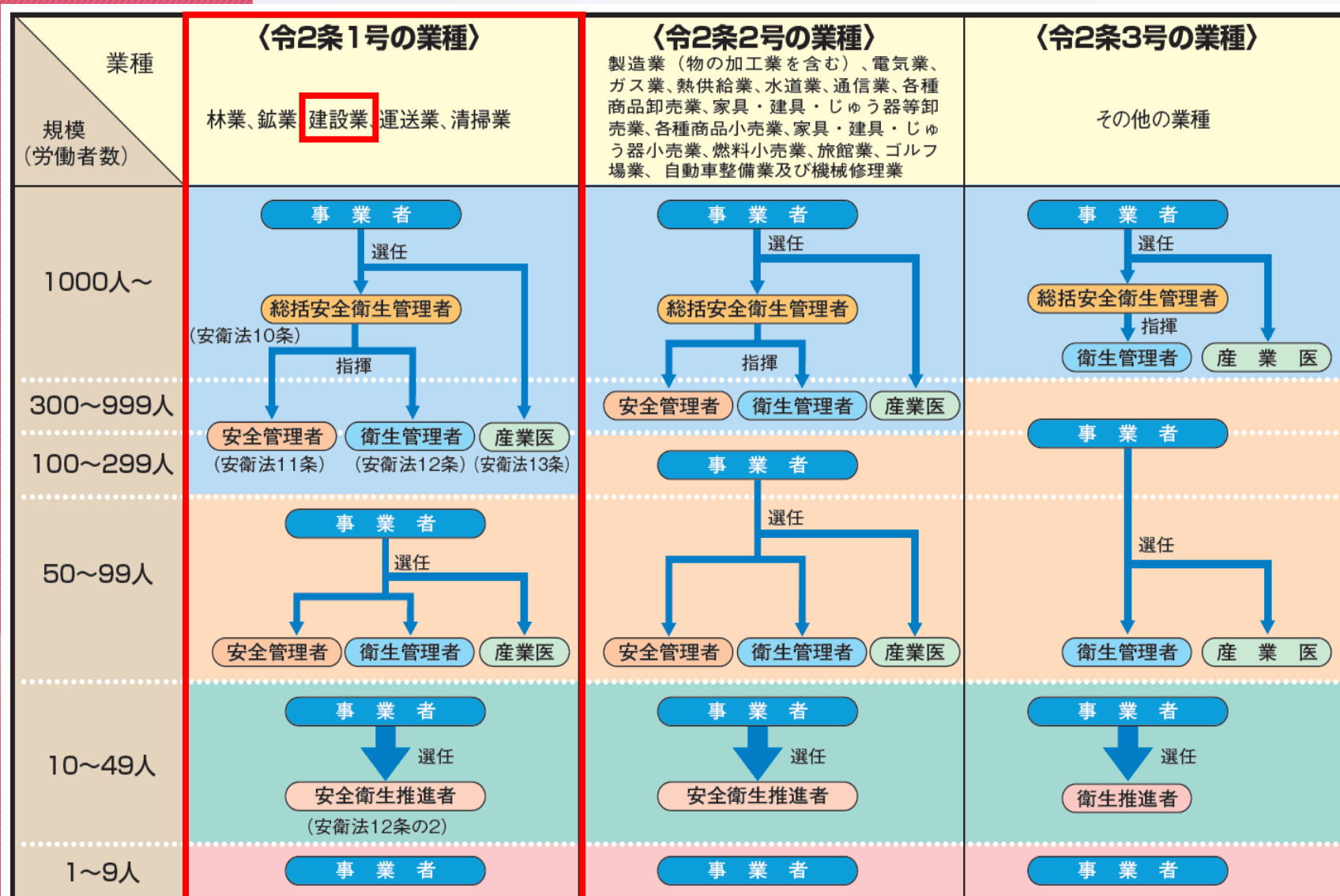
安全衛生の基本方針

- ①安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ②労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する
- ④上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパー

代表者 代表取締役 東京太郎

(自筆で署名しましょう)



※労働者には、常時使用するパート・アルバイト等及び派遣労働者を含みます。

みらいのために



労働者の心身の状態に関する情報の取扱い

心身の状態に関する情報の取扱い (新安衛法第104条、新安衛則第98条の3)

健康診断、面接指導、ストレスチェック検査結果等には、労働者にとって機微な情報も含まれています。

安衛法第104条、安衛則第98条の3

○事業者は、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置の実施に関し、労働者の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で労働者の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければなりません。ただし、本人の同意がある場合

その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。

○事業者は、労働者の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければなりません。

* 情報を適正に管理するために講ずべき措置に関する指針はこちら。



テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働政策全般 > 「働き方改革」の実現に向けて > 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」について

雇用・労働

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」について

▼ 各種リーフレット ▼ Q&A ▼ 通達 ▼ 法律・政令・省令、告示、公示の条文等 ▼ 様式

各種リーフレット

働き方改革

【パンフレット】

▶  [「働き方改革～一億総活躍社会の実現に向けて」](#)  (2019/1掲載)[3,945KB]

【リーフレット】

▶  [「『働き方』が変わります!!!」](#)  (2019/1掲載)[948KB]

時間外労働の上限規制

【パンフレット】

▶  [時間外労働の上限規制 わかりやすい解説](#)  (2018/12掲載)[3,365KB]

【リーフレット】

▶  [3.6 協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針について](#)  (2018/9掲載)
[680KB]

▶  [3.6 協定記載例（一般条項）](#)  (2018/9掲載)[1,032KB]

▶  [3.6 協定記載例（特別条項）](#)  (2018/9掲載)[1,368KB]

▶ 政策について

▼ 分野別の政策一覧

▶ [健康・医療](#)

▶ [子ども・子育て](#)

▶ [福祉・介護](#)



リスクアセスメントの実施支援システム



リスクアセスメントの実施支援システム(建設)



金属加工作業における

印刷・製本作業における

木材加工作業における

アセスメントの
方厚生労働省・都道府県労働局
労働基準監督署

職場の皆さまへ

と防止するため
メントを実施しましょう
が改正されました。(平成28年6月1日施行)

生ある化学物質(640物質)について
するリスクアセスメントが義務づけられました。
ご関係などへのラベル表示が義務づけられました。

ントとは>

保持の設計や有害性を特定し、それによる労働者への
を防止するための措置を講じ、リスクの低減を図る
です。

目とは>

こから、対象となる化学物質の製造・取扱いを行う
場となります。

だけでなく、清掃業、卸売・小売業、飲食店、医療、福祉業など
化学物質を含む製品が使用されており、労働災害のリスクが

ントの実施義務の対象物質>

1物質、対象物質が含まれているかどうか確認しましょう。
ート(SDS)の交付義務の対象である640物質です。

イトで確認しよう

http://www.jugohi.go.jp/SDS/SDS_001.aspx

職場のあんぜんサイト SDS

い場合でも、リスクアセスメントを行うよう努めましょう。

現場でも化学物質を使っている場合は、
メントのやり方を見てください。

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

安全衛生教育の実施等

- 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

労働安全衛生法に基づく教育

1	雇入れ時の安全衛生教育	安衛法第59条1項、規則35条
2	作業変更時の安全衛生教育	安衛法第59条2項、規則35条
3	特別教育*	安衛法第59条3項、規則36条
4	職長教育	安衛法第60条、施行令19条、規則40条
5	危険又は有害業務従事者の安全衛生教育	安衛法第60条の2、規則40条の2
6	労働災害防止従事者の能力向上教育	安衛法第19条の2、規則24条
7	健康教育	安衛法第69条
8	労働災害防止業務従事者講習	安衛法第99条の2

メンタルヘルス
にかかる教育も
忘れずに！

* 事業者が行う特別教育について

- ① 特別教育の細目は、厚生労働大臣が定める「安全衛生特別教育規程」（改正 厚生労働省告示第363号）に基づいて実施すること（労働安全衛生規則第39条）。
- ② 特別教育を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、3年間保存すること（労働安全衛生規則第38条）。

労働安全衛生法では、一定の危険な作業を伴う業務を就業制限業務とし、これらの業務については、一定の資格（免許を受けた者や技能講習を修了した者）を有するものでなければ就業させてはならないことになっています（安全衛生法第61条第1項）。

* 就業制限に係る業務は労働安全衛生法施行令第20条に定められています。

くらし、みらいのために



安全作業マニュアルの遵守状況の確認などについて

- 基本的な安全管理の取組が徹底されていないことにより死亡に至った災害が散見されます。

災害事例	基本的な安全管理の取組
配達先のスーパーマーケットで、荷受け口付近にトラックを止め、荷台に乗って荷おろし作業を行っていたところ、勾配によりトラックが後方に動き出したため、トラックの後方から制止しようとしたが、トラックに轢かれたもの。	パーキングブレーキの使用等の逸走防止措置を講じること。
加工機のシリンダーロールを停止せずに、シリンダーロールの表面の調整を行おうとしたところ、シリンダーロールとゴムロールの間に腕を巻き込まれたもの。	調整作業の際に、シリンダーロールを停止させること。
河川の測量作業を行っており、作業を終了して岸へ引き返す際、滑って全身が水中に沈み、溺れたもの。ライフジャケットは備えてあったが、未着用であった。	ライフジャケットを着用すること。
溝掘削内の側壁にブレーカー等を使用して穴を掘っていたところ、反対側の側壁が崩れ、全身が土砂に埋もれたもの。	土止め支保工を設置すること。



- 各事業場で整備している安全作業マニュアルについて、労働者への教育や、掲示等による見える化、朝礼・ミーティング、安全パトロールなどを通じて、労働者への周知をお願いします。
- 安全作業マニュアルの遵守状況の確認をお願いします。

熱中症予防対策



身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	WBGT基準値	
		暑熱順化者のWBGT基準値 °C	暑熱非順化者のWBGT基準値 °C

学ぼう！ 備えよう！ 職場の仲間を守ろう！

職場における熱中症予防情報

> 新着情報 > サイトマップ

職場でおこる熱中症 | WBGT指数について | 報道発表資料 | 講習会 | 事例紹介 | リンク集



厚生労働省委託事業

職場における熱中症予防に用いる機器の適正な使用法等周知事業

学ぼう！ 備えよう！ 職場の仲間を守ろう！
職場における熱中症予防情報



4 極高代謝率



最大速度の速さでのとても激しい活動；おの(斧)を振るう；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を昇る；平坦な場所で走る；7km/h以上で平坦な場所を歩く。

25

20

注1 日本産業規格JIS Z 8504(熱環境の人間工学-WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価-暑熱環境)附属書A「WBGT熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも1週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件(又は類似若しくはそれ以上の極端な条件)にばく露された人」をいう。

STEP3 身体作業強度等に応じたWBGT基準値表を見て、熱中症リスクを確認します。

身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	WBGT基準値	
		暑熱順化者のWBGT基準値 °C	暑熱非順化者のWBGT基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位	33	32

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省

Standards Inspection Office

図 2. 腰痛予防の“これだけ体操”

これだけ体操

違和感のある場所をストレッチするイメージで、髓核の動きを意識して行うのがポイント！

注意：臀部から下肢にしびれが強まる場合は行わない。

1 立ち作業などによって腰が反り、腰椎が前弯傾向になったら



髓核が本来あるべき位置



髓核



椅子に腰かけて腰をかがめるだけ



- 両足を開き、息を吐きながら丸めて、床を見ながら3秒間保持。

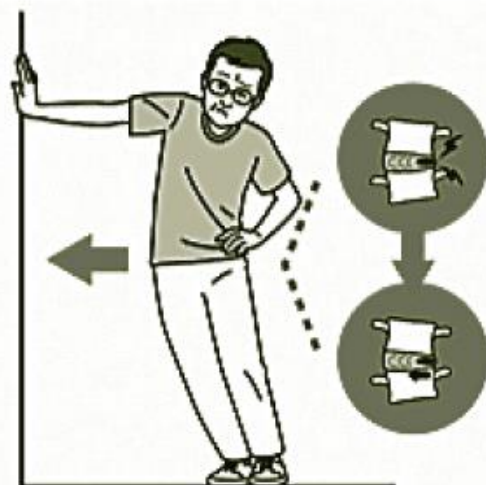
2 座り作業などで前かがみになり、腰椎が後弯傾向になったら

立位で腰を反らすだけ



- 足を軽く開いて、膝を伸ばしたまま、ゆっくり息を吐きながら上体を反らし、最大限反らして3秒間保持。(1～2回)

3 髓核が横方向にずれている場合のチェック法



- 足元が滑らない場所で、安定した壁から離れて立つ。
- 腕を伸ばして肩の高さで手をつき、腰を横に曲げる。左右行う。

これだけ体操

検索

にくい側があれば、そのと息を吐きながら徐々に範囲までしっかりと繰り返す。

腰痛防止用視聴覚教材



これだけ腰痛体操



本日の内容

- 労働災害などの動向について
- 労働災害防止対策について
- 最近の法改正等について



建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約400人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

● 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和4年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」での議論や成果等は、順次、以下のHPで公表します。

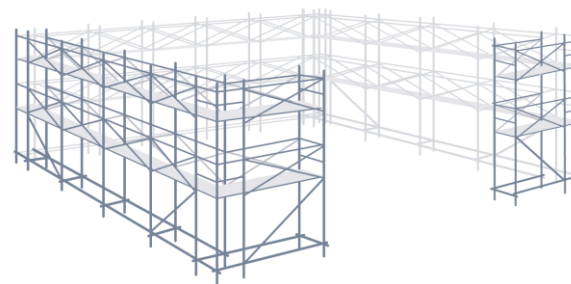


https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzensei.html

問い合わせ先：国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室
電話番号：03（5253）8111（内線24813／24816）

足場からの墜落防止措置が 強化されます

● 改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行 ●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

改正のあらまし

1

一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

3

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

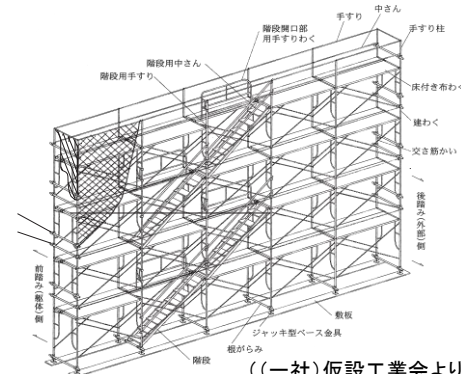
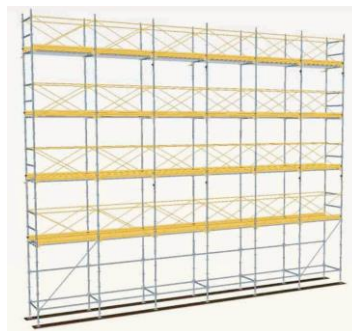
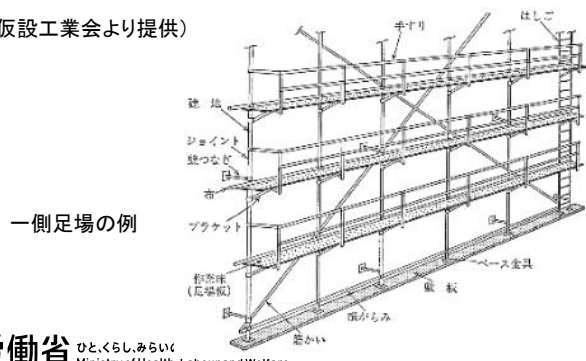
改正労働安全衛生規則について

1 一側足場の使用範囲を明確化

主に狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生している（※）ことを踏まえ、本足場を使用するために十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）においては、本足場の使用を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。

（※）令和元年～3年に発生した足場からの墜落・転落による死亡災害56件のうち、8件が一側足場からのもの。

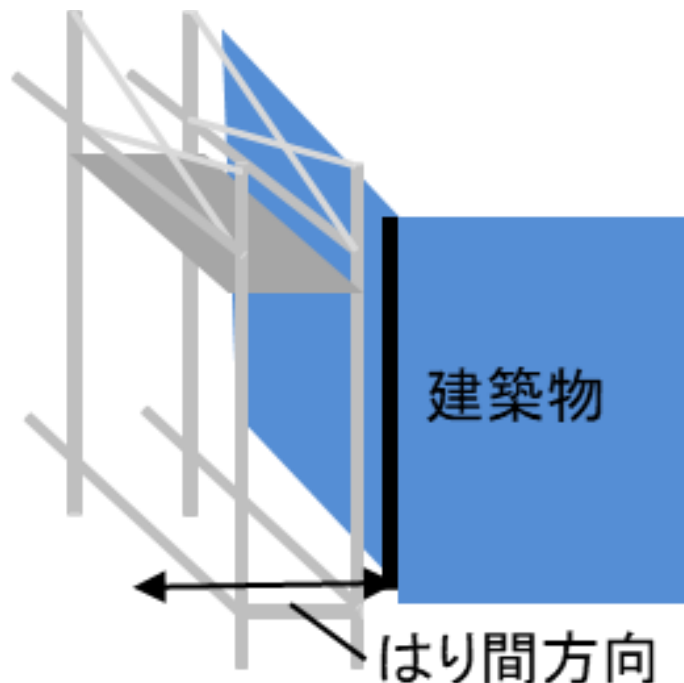
（（一社）仮設工業会より提供）



一側足場の使用範囲の明確化について

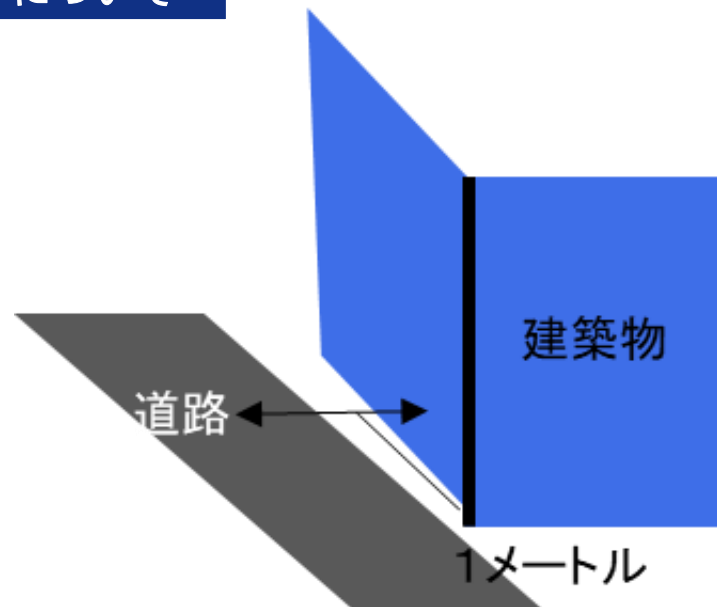
1 「幅が1メートル以上の箇所」について

基本的な考え方



足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル。

例外について



足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合等は、「幅が1メートルの箇所」に含まれない。

一側足場の使用範囲の明確化について

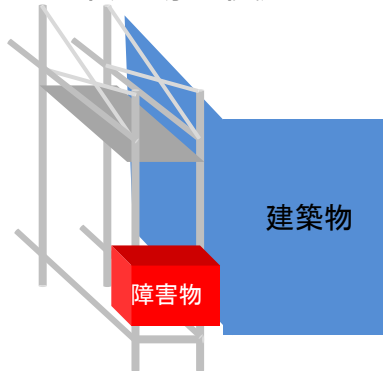
2 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」について

足場を設ける床面において、はり間方向の水平距離が1メートル以上の場合においても、本足場を使用することが困難な場合のこと。

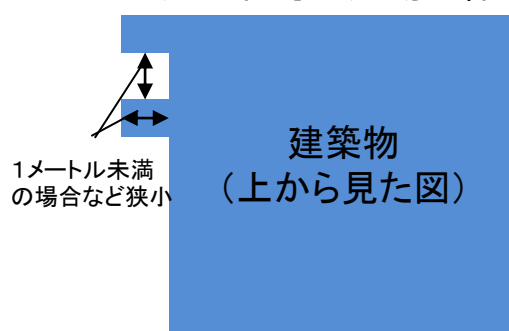
具体例

注：図はイメージ。分かりやすくするため足場等は簡略化して図示しています。

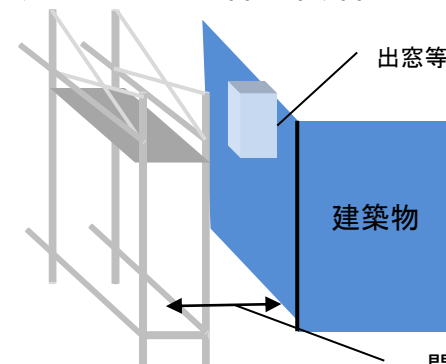
- ア 足場を設ける箇所の全部又は**一部に撤去が困難な障害物**があり、建地を2本設置することが困難なとき。
- イ 建築物等の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに**隅角部を設ける必要**があるとき。
- ウ 屋根等に足場を設けるときの等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき。
- エ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落のリスクが高まるとき。



アの例



イの建築物の例



エの例

3 その他

- 足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊等を防止するのに十分な強度を有する構造とすること。
- 建築物と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいこと。

改正労働安全衛生規則について

2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

足場（つり足場を含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。

3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容）に、当該点検者の氏名を追加するもの。

4 施行日等

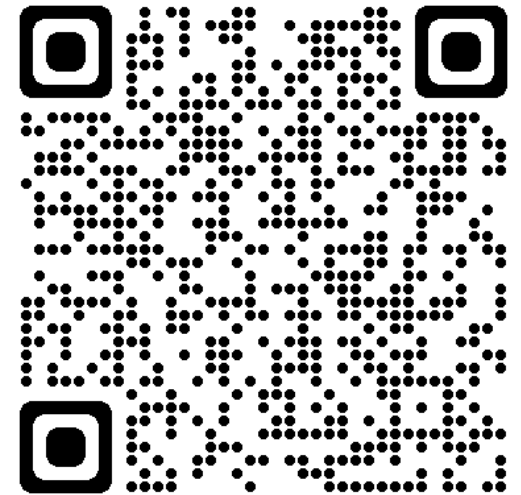
公布日：令和5年3月14日

施行期日：1については令和6年4月1日、2及び3については令和5年10月1日

足場の点検時の点検者の指名の義務付け及び 足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名の追加について

足場の点検時の点検者の指名の義務付けについて

- 点検者の指名の方法は、書面で伝達する方法のほか、朝礼等に際し口頭で伝達する方法、メール、電話で伝達する方法、あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達する方法等が含まれること。なお、点検者の指名は、**点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法**で行うこと。
- 安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号に規定する点検者（＝組立て等後の点検の点検者）については、**足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講した者等、一定の能力を有する者（※）**が望ましいこと。
- 足場の点検に当たっては、**「足場等の種類別点検チェックリスト」（推進要綱別添）**を活用することが望ましいこと。
（※）組立て等後点検の点検者として指名することが望ましい者（推進要綱別添参照）
 - ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立等作業主任者能力向上教育を受講している者
 - ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等安衛法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
 - ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
 - ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者



足場の点検時の点検者の指名の義務付け及び 足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名の追加について

足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名の追加について

○ 組立て等後点検後に記録及び保存すべき事項に、点検者の氏名を追加したこと。なお、記録すべき点検者の氏名は、**安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号の規定により指名した者のもの**とすること。

○ 足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいこと。

(資料)

足場等の種類別点検チェックリスト () 足場用 (注1)

足場等点検チェックリスト

工事名 () 工期 () (注2)

点検者氏名 () (注3)

点検理由 (悪天候後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後) (その他) (注4)

足場の用途、種類、構造 () (注5)

点検事項 (注6)	点検の内容 (注7)	表書 (注8)	点検者氏名 (注9)	確認 (注10)
1 床材の損傷、取付け及び撤去の状態				
2 護地、布、脚木等の繋ぎ部、継ぎ部及び取付け部の緩み状態				
3 繋ぎ材及び繋ぎ金具の損傷及び腐食の状態				
4 足場用壁面防止設備の取付け及び取除の有無 (注11)				
5 脚木等 (物体の落下防止装置) の取付け状態及び取除の有無				
6 脚部の沈下及び浮動の状態				
7 踏がい、段え、重たな等補強材の取付け状態及び取除の有無				
8 護地、布及び脚木の損傷の有無				
9 突りようとり等との取付け状態及び取除の有無の状況				

1

一側足場の使用範囲が明確化されます

安衛則第561条の2（新設）

R6.4.1
施行

令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所※において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

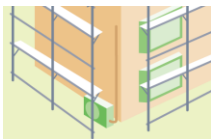
●「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

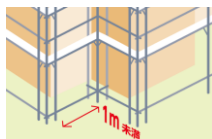
なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。

●「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

- 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



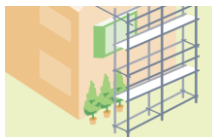
- 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



- 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔※が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まるとき



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

<留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第567条、第568条、第655条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

●指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

●点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
 - 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
 - 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
 - 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者
- 等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

3

足場の組立て等後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第567条、第655条

R5.10.1
施行

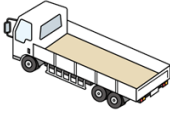
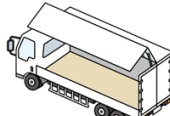
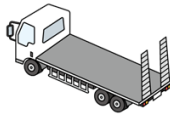
事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に2で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

<留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。

新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類（最大積載量2トン以上5トン未満のもの）

保護帽の着用が必要となるもの		適用されないもの	
	平ボディ車 （荷台の側面が構造上開閉できるものの例）		バン （テールゲートリフターが設置されていないもの） ※墜落・転落の危険のある作業において 保護帽を着用することが望ましい。
	ウイング車		
	建機運搬車 （荷台の側面が構造上開放 されているものの例）		バン （テールゲートリフターが 設置されているもの） ※ 最大積載量5トン以上のトラックについては、 トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要 です。

改正のあらまし

労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

3 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。



可搬式の踏み台等の例

1 昇降設備、保護帽の設置義務の範囲が拡大されます

R5.10.1
施行

● 昇降設備について（安衛則第151条の67関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満のものが追加されます。

「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

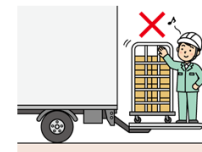
	2t未満	2t以上5t未満	5t以上	備考
床面から荷の上又は荷台までの昇降設備の設置	△	●	○	高さ1.5mを超える箇所で作業を行うときは、安衛則第526条第1項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

● 保護帽について（安衛則第151条の74関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ① 最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。
- ② 最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t未満	2t以上5t未満	5t以上	備考
墜落による危険を防止するための保護帽の着用	△	● （上記①②） △ （上記①②）	○	高さ2m以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第518条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。



その他の法改正について

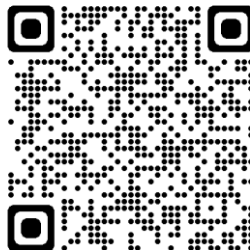
2023年4月より

労働者と同じ場所で 危険有害な作業を行う個人事業者等の 保護措置が義務付けられます！



※労働安全衛生法第22条に規定する以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）の一部を個人事業者等に請け負わせる場合や、同じ場所で作業をしている労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることが義務になります。

- 労働安全衛生規則
- 労働安全衛生法第22条に規定する以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）の一部を個人事業者等に請け負わせる場合や、同じ場所で作業をしている労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることが義務になります。
- 労働安全衛生法第22条に規定する以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）の一部を個人事業者等に請け負わせる場合や、同じ場所で作業をしている労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることが義務になります。



職場における

労働者が安全に働くために

新たな化学物質規制が 導入されます

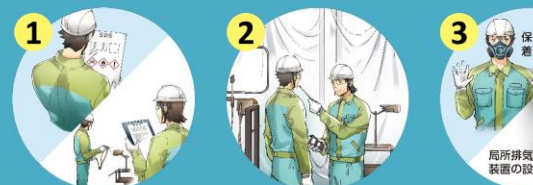
労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

- POINT 1** ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1
- POINT 2** リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2
- POINT 3** 化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3
- POINT 4** 自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1……国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が対象に追加
※2……厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象
※3……皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかでない物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重



SDS及び作業現場の確認 リスクアセスメントの実施 リスク低減

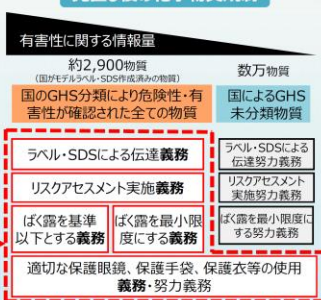


自律的な管理が今後の規制の基軸になります

これまでの化学物質規制



見直し後の化学物質規制



このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する政令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

外部機関を活用して、効果的に取組みましょう！

ホームページにより確認してから活用してください。



無料

独立行政法人 労働者健康安全機構 東京産業保健総合支援センター

*有料となる
場合もあります

事業場で産業保健活動に携わる「産業医、産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々」を対象に「産業保健研修」や「専門的な相談」などの支援を行っています。

産業保健スタッフに対する「専門的研修の実施」

産業保健スタッフからの「専門的相談への対応」

メンタルヘルス対策の普及促進のための「個別訪問支援」

治療と職業生活のための「両立支援活動」

地域産業保健センター

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを行っています。都内18労働基準監督署(支署)管轄区域毎に設置されています。

労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談

健康診断の結果について医師からの意見聴取

長時間労働者や高ストレス者に対する面接指導

個別訪問による産業保健指導の実施

大企業の営業所等で労働者数50人未満の事業場においては、本社等で選任されている産業医等の協力を得られるようにお願いします。

有料

中央労働災害防止協会

中央労働災害防止協会は労働災害防止団体法に基づき設立されています。

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 1 安全衛生意識高揚のための運動の展開 | 4 安全衛生情報の提供 |
| 2 企業の指導者、安全衛生スタッフの養成 | 5 労働災害防止のための調査研究等 |
| 3 専門家による技術支援の実施 | 6 ゼロ災運動の展開 |
| | 7 心身両面による健康・快適職場づくりの推進 |

有料

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

労働安全衛生法に定められた厚生労働大臣の行う国家試験に合格し、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント名簿に登録された労働安全衛生の高度の専門家です。

こんな時に活用できます

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| ○労働災害が発生したとき | ○機械設備や作業環境の改善を行うとき |
| ○労働安全衛生マネジメントを導入するとき | ○安全衛生後援や安全衛生教育の講師が必要となき |
| ○機械設備や化学物質のリスクアセスメントを行うとき | ○安全衛生管理規程や作業手順の作成を行うとき |
| | ○安全衛生管理活動の活性化 等 |

有料

公益社団法人 日本作業環境測定協会

日本作業環境測定協会は作業環境測定法に基づき、作業環境測定士および作業環境測定機関の業務の進歩改善に資する事などを目的として設立されています。

作業環境測定士による測定が義務付けられている指定作業場

- | | |
|--|--|
| ○土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場 | ○特定化学物質(第1類物質または第2類物質)製造し、または取扱う屋内作業場 |
| ○放射線業務を行う作業場所(放射性物質取扱作業室、事故由来廃棄物等取扱施設) | ○有機溶剤(第1種有機溶剤または第2種有機溶剤)を製造し、または取扱う一定の業務を行う屋内作業場 |
| ○一定の鉛他金属類取扱業務の屋内作業場 | |